

# 那須塩原市 子ども・子育て未来プラン

みんなで作ろう 子どもの未来



平成 27 年 3 月

那 須 塩 原 市



## 目 次

|                           |    |
|---------------------------|----|
| 第1章 計画策定にあたって.....        | 1  |
| 1 計画策定の背景と趣旨.....         | 1  |
| 2 計画の位置づけ.....            | 2  |
| 3 計画の期間.....              | 2  |
| 第2章 子ども・子育てをめぐる本市の現状..... | 3  |
| 1 統計からみた本市の現状.....        | 3  |
| (1) 人口の推移.....            | 3  |
| (2) 出生の動向.....            | 4  |
| (3) 婚姻の動向.....            | 5  |
| (4) 女性の就業状況.....          | 6  |
| (5) 人口推計.....             | 7  |
| 2 子育て支援サービスなどの現状.....     | 8  |
| (1) 保育園などの状況.....         | 8  |
| (2) 子育て支援サービスの状況.....     | 13 |
| (3) 幼稚園の状況.....           | 15 |
| (4) 小学校・中学校の状況.....       | 16 |
| (5) 障害児通園施設の状況.....       | 16 |
| 3 ニーズ調査結果からわかる現状.....     | 17 |
| (1) 子どもの育ちをめぐる環境.....     | 18 |
| (2) 保護者などの就労の状況.....      | 19 |
| (3) 教育・保育の利用状況と利用意向.....  | 20 |
| (4) 小学校就学後の放課後の過ごし方.....  | 21 |
| (5) 育児休業を取得していない理由.....   | 22 |
| 4 次世代育成支援対策行動計画の進捗状況..... | 23 |
| (1) 施策評価の方法.....          | 23 |
| (2) 評価の総括.....            | 23 |
| (3) 基本目標別の評価.....         | 23 |

|                                  |    |
|----------------------------------|----|
| 第3章 計画の基本的な考え方.....              | 27 |
| 1 計画の基本理念.....                   | 27 |
| 2 基本的な視点.....                    | 28 |
| 3 計画の基本方針.....                   | 30 |
| 4 計画の体系.....                     | 32 |
| 第4章 施策の展開.....                   | 33 |
| 基本方針1 子育てを地域で支える意識づくり.....       | 33 |
| 1 教育・保育サービスの充実.....              | 33 |
| 2 地域における子育て支援サービスの充実.....        | 35 |
| 3 子育て支援のネットワークづくり.....           | 37 |
| 4 子どもの健全育成.....                  | 38 |
| 5 地域における人材養成.....                | 39 |
| 基本方針2 援護が必要な子ども・子育て家庭への支援.....   | 40 |
| 1 児童虐待防止対策の充実.....               | 40 |
| 2 ひとり親家庭等の自立支援の推進.....           | 41 |
| 3 支援児施策の充実.....                  | 42 |
| 基本方針3 母子保健事業の充実.....             | 44 |
| 1 妊産婦・乳幼児に関する切れ目のない保健対策.....     | 44 |
| 2 学童期・思春期から成人期に向けた保健対策の充実.....   | 46 |
| 3 食育の推進.....                     | 47 |
| 4 子どもの健やかな成長を見守る地域づくり.....       | 47 |
| 5 小児医療等の充実.....                  | 48 |
| 6 不妊治療対策.....                    | 50 |
| 基本方針4 仕事と家庭生活の両立の支援.....         | 51 |
| 1 働き方の見直しに関する意識啓発.....           | 51 |
| 2 仕事と子育ての両立支援の推進.....            | 52 |
| 基本方針5 教育環境の整備.....               | 54 |
| 1 次代の親の育成.....                   | 54 |
| 2 子どもの生きる力の育成に向けた学校教育環境等の整備..... | 55 |
| 3 家庭や地域の教育力の向上.....              | 57 |
| 4 子どもを取り巻く有害環境対策の推進.....         | 58 |

|  |    |
|--|----|
| 基本方針 6 子育てにやさしい生活環境の整備 .....                             | 59 |
| 1 安心して外出できる環境の整備.....                                    | 59 |
| 2 子どもたちの安全の確保.....                                       | 60 |
| 基本方針 7 子どもの貧困対策の推進.....                                  | 62 |
| 1 教育の支援.....   | 62 |
| 2 生活の支援.....   | 63 |
| 3 保護者に対する就労の支援.....                                      | 64 |
| 4 経済的支援.....   | 65 |
| <br>   |    |
| 第5章 子ども・子育て支援事業.....                                     | 67 |
| 1 教育・保育提供区域の設定.....                                      | 67 |
| 2 教育・保育事業の量の見込みと確保方策.....                                | 67 |
| (1) 幼稚園・認定こども園（1号及び2号認定、3～5歳児）.....                      | 67 |
| (2) 保育園など（2号認定、3～5歳児）.....                               | 68 |
| (3) 保育園など（3号認定、0～2歳児）.....                               | 69 |
| 3 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策.....                          | 71 |
| (1) 利用者支援事業.....   | 71 |
| (2) 地域子育て支援拠点事業.....                                     | 72 |
| (3) 妊婦健康診査.....  | 72 |
| (4) 乳児家庭全戸訪問事業.....                                      | 73 |
| (5) ー1 育児支援家庭訪問事業（養育支援訪問事業）.....                         | 74 |
| (5) ー2 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業（その他要保護児童等の支援<br>に資する事業）..... | 74 |
| (6) 子育て短期支援事業.....                                       | 75 |
| (7) ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）.....                  | 76 |
| (8) 一時預かり事業.....   | 77 |
| (9) 延長保育事業.....  | 78 |
| (10) 病児・病後児保育事業.....                                     | 79 |
| (11) 放課後児童健全育成事業.....                                    | 80 |
| (12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業.....                               | 80 |
| (13) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業.....                     | 80 |

|     |  |    |
|-----|--|----|
| 4   | 教育・保育の一体的提供及びその推進に関する体制の確保.....          | 81 |
|     | （1）認定こども園の普及に係る基本的な考え方.....              | 81 |
|     | （2）教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の役割と必要性.....       | 81 |
|     | （3）関係機関との連携方策.....                       | 81 |
| 5   | 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保..... | 82 |
|     |  |    |
| 第6章 | 計画の推進体制と進捗管理.....                        | 83 |
| 1   | 計画の推進体制.....                             | 83 |
| 2   | 計画の点検・評価などの進捗管理.....                     | 83 |
|     |  |    |
| 資料編 | .....                                    | 84 |
| 1   | 計画策定の経過.....                             | 84 |
| 2   | 那須塩原市子ども・子育て会議条例・規則と委員名簿.....            | 86 |
|     | （1）那須塩原市子ども・子育て会議条例.....                 | 86 |
|     | （2）那須塩原市子ども・子育て会議規則.....                 | 87 |
|     | （3）委員名簿.....                             | 88 |

# 第1章 計画策定にあたって

## 1 計画策定の背景と趣旨

現在、わが国では出生率の低下に伴い、少子化が急速に進んでいます。平成24年1月に発表された「日本の将来推計人口」によれば、2060年には、0～14歳の年少人口が、現在の半分以下の800万人を割るものと推計しています。

子どもは、社会の希望であり、未来を創り、担う存在です。子どもの健やかな育ちと子育てを支えることは、社会全体で取り組むべき最重要課題の一つです。

本市では、平成17年3月に「那須塩原市次世代育成支援対策行動計画」（前期計画）、平成22年3月に「那須塩原市次世代育成支援対策行動計画」（後期計画）を策定し、次代を担う子どもが健やかに生まれ育つ環境の整備に取り組んできました。

しかしながら、子どもや子育てをめぐる環境は依然として厳しく、核家族化や地域のつながりの希薄化により、子育てに不安や孤立感を感じる家庭は少なくありません。また、多くの待機児童（入園待ち児童）が生じていることや、児童虐待、特別な支援を必要とする子どもの増加等が問題となっています。

このような現状や課題に対応し、安心して子どもを産み、育てたいという希望がかなう社会にしていくためにも、国や地域を挙げて、子どもや子育て家庭を支援する新しい支え合いの仕組みを構築することが求められ、平成24年8月に「子ども・子育て支援法」などの子ども・子育て関連3法が成立しました。

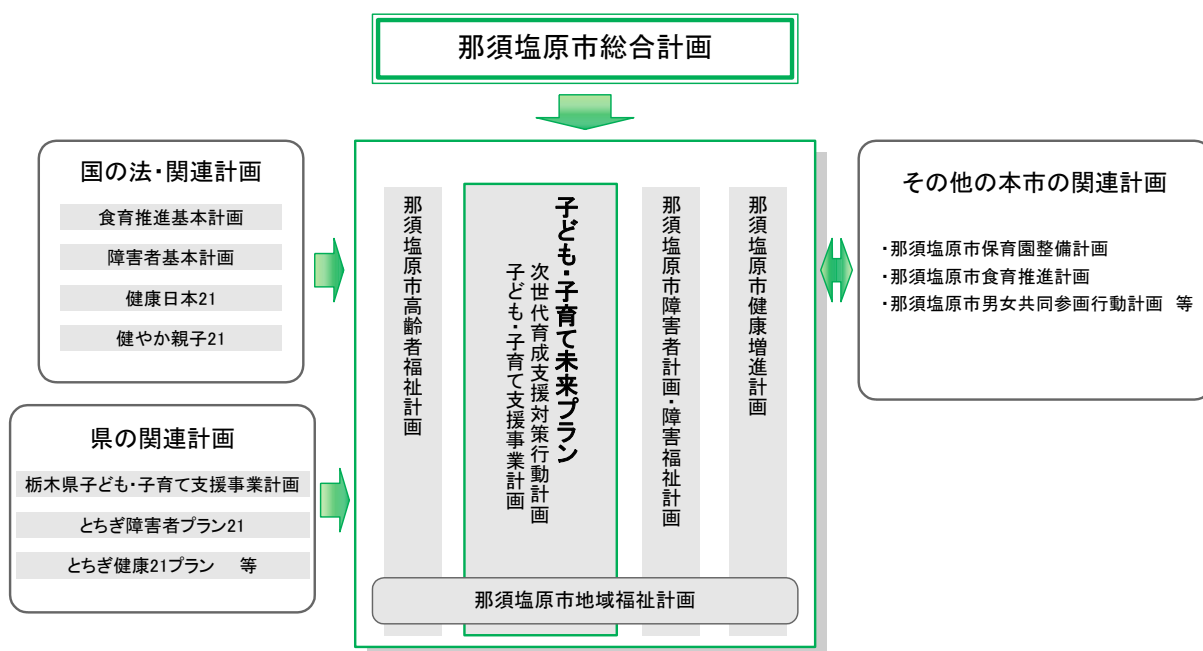
子ども・子育て関連3法に基づく、新たな子育て支援の仕組みである「子ども・子育て支援新制度」では、「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指すとの考えを基本として、幼児期の学校教育・保育の総合的な提供、保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善、地域の子ども・子育て支援の充実等を目指しています。

また、「子ども・子育て支援法」では、市町村は「子ども・子育て支援事業計画」を策定することになっています。さらに、次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るため、職場・地域における子育てしやすい環境の整備に向け、「次世代育成支援対策推進法」の有効期限が平成37年3月31日まで延長されることとなりました。

これらを踏まえ、本市では、すべての子どもや子育て家庭への支援を総合的に推進し、新たな課題や住民ニーズに的確に答えていくために「那須塩原市子ども・子育て未来プラン」を策定します。

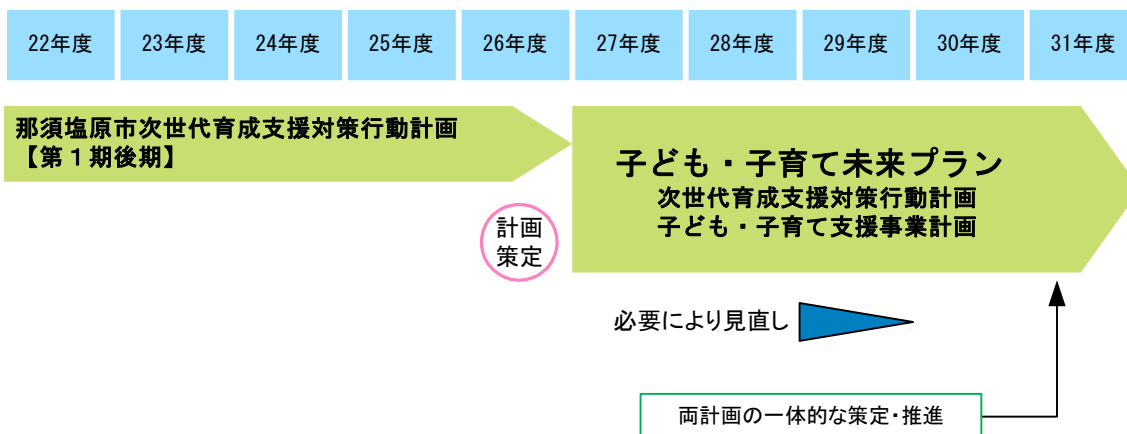
## 2 計画の位置づけ

- ・本計画は、「次世代育成支援対策推進法」による市町村行動計画と、「子ども・子育て支援法」による子ども・子育て支援事業計画の両計画を一体的に策定するものとします。
- ・本計画は、本市のまちづくりの最上位計画である「那須塩原市総合計画」に基づく部門別計画として、平成 17 年度から平成 26 年度までの那須塩原市次世代育成支援行動計画に位置つけた施策や事業の課題や評価を反映し、引き継ぐとともに、その他の法律の規定により、子ども・子育て支援事業に関する事項を定める関連計画等との調和が保たれたものとしてします。



## 3 計画の期間

計画の期間は、平成 27 年度から平成 31 年度までの 5 か年とします。





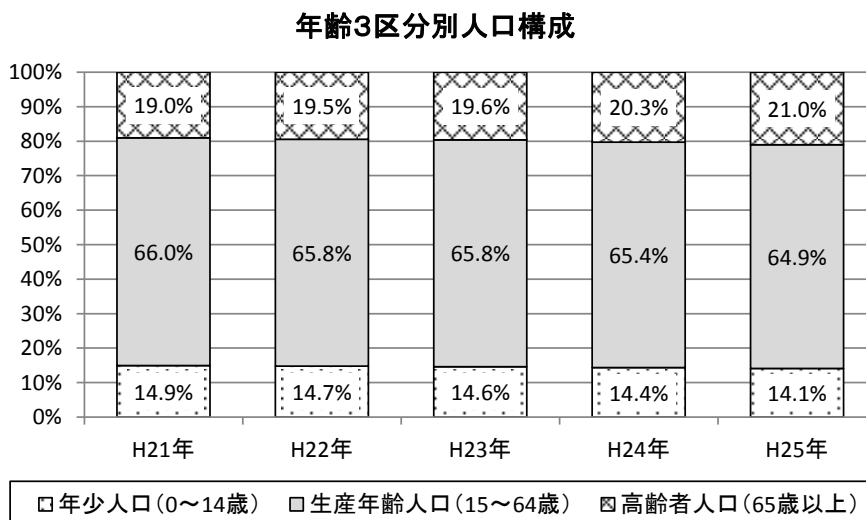
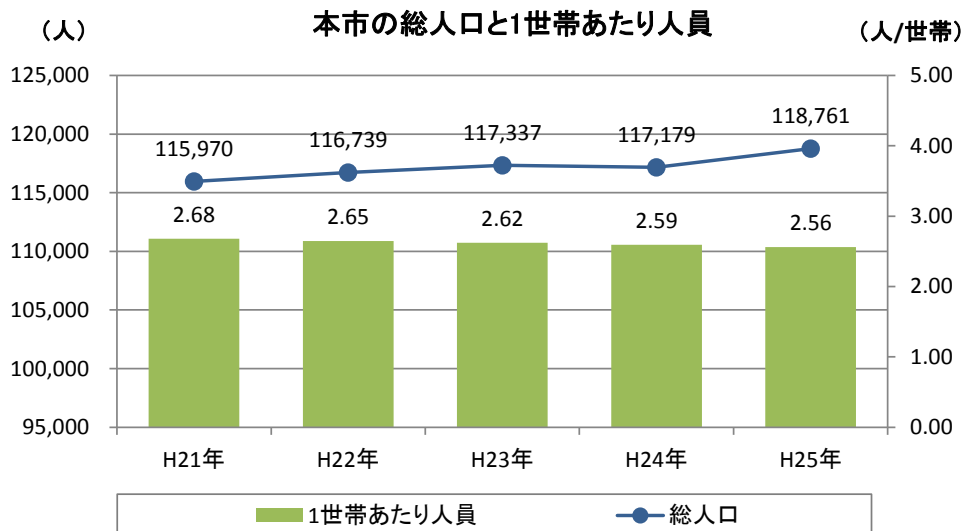
## 第2章 子ども・子育てをめぐる本市の現状

### 1 統計からみた本市の現状

#### (1) 人口の推移

本市の総人口は、平成22年から平成26年にかけて増加傾向で推移し、平成25年3月31日現在は、平成21年と比べ2,791人増加の118,761人となっています。

また、年齢3区分別の人口構成をみると、年少人口（0～14歳）は、平成25年時点で16,735人（総人口の14.1%）となっており、平成21年と比べると577人減少しています。

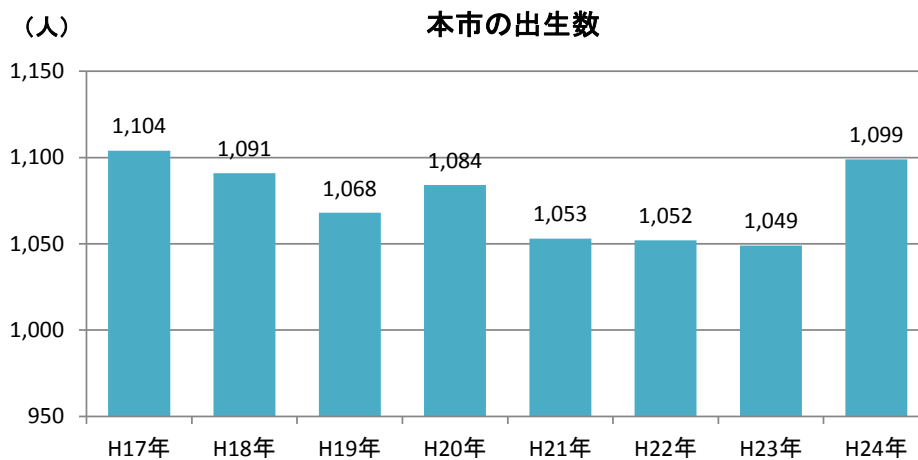


資料：栃木県 住民基本台帳年報（各年3月31日現在）

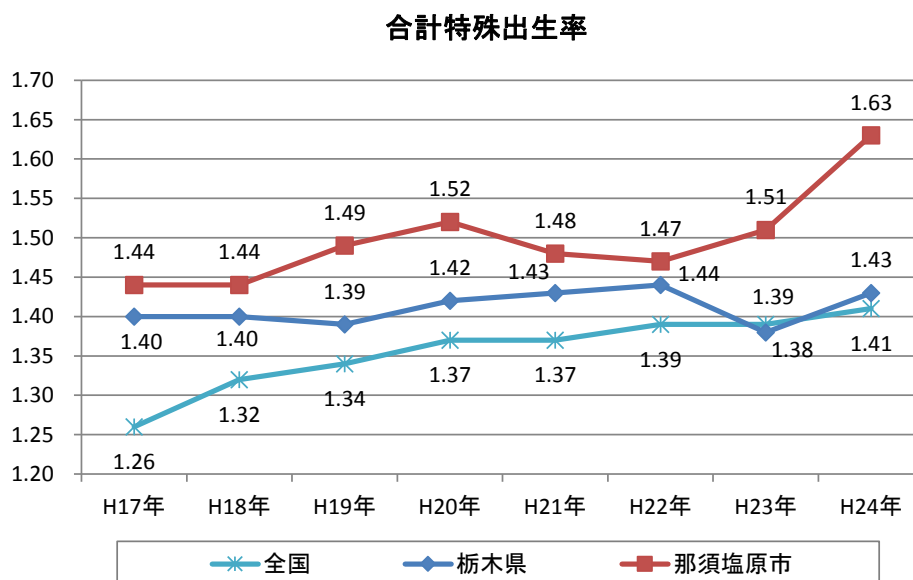
## (2) 出生の動向

本市の出生数は、平成 17 年から平成 23 年にかけて減少傾向で推移しています。平成 24 年には、平成 17 年の水準まで大きく増加しています。

また、合計特殊出生率※は、出生数が減少傾向の中、平成 21 年から平成 22 年にかけて一旦減少したものの、全体的には増加基調で推移しており、平成 24 年では 1.63 と大きく伸びています。全国や県の平均値と比較すると、いずれも上回っている状況で推移しています。



資料：栃木県保健統計年報

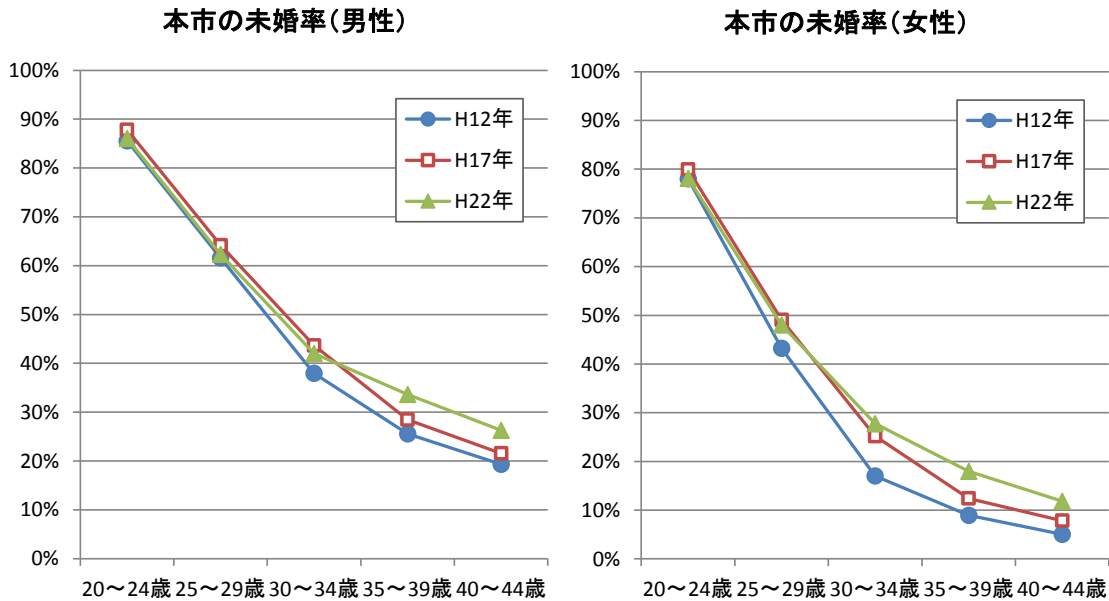


資料：栃木県保健統計年報

※合計特殊出生率：15歳から49歳までの女子の年齢別出生率を合計したもの。一人の女性が一生に産む子どもの数とされる。

### (3) 婚姻の動向

国勢調査によると、本市の男性及び女性の未婚率は、平成 12 年から平成 22 年にかけて 30 歳以降の男女ともに上昇傾向で推移しています。40～44 歳の男性をみると、平成 12 年の 19.4%から 6.9 ポイント上昇し、同年齢階級の女性では、平成 12 年の 5.0%から 6.8 ポイント上昇しています。



| 男性    | 20～24 歳 | 25～29 歳 | 30～34 歳 | 35～39 歳 | 40～44 歳 |
|-------|---------|---------|---------|---------|---------|
| H12 年 | 85.6%   | 61.6%   | 37.9%   | 25.6%   | 19.4%   |
| H17 年 | 87.8%   | 64.2%   | 43.7%   | 28.5%   | 21.6%   |
| H22 年 | 86.1%   | 62.4%   | 42.0%   | 33.6%   | 26.3%   |

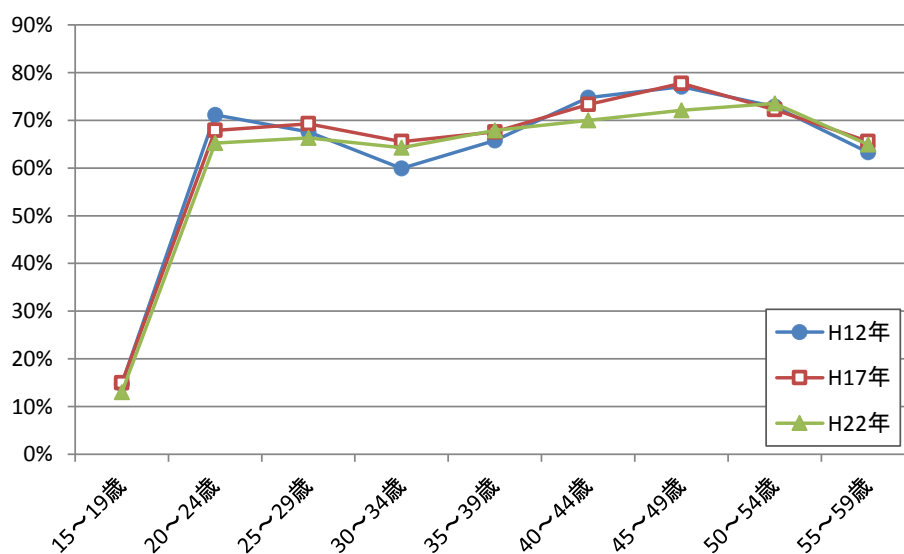
| 女性    | 20～24 歳 | 25～29 歳 | 30～34 歳 | 35～39 歳 | 40～44 歳 |
|-------|---------|---------|---------|---------|---------|
| H12 年 | 78.0%   | 43.2%   | 17.0%   | 9.0%    | 5.0%    |
| H17 年 | 79.9%   | 49.1%   | 25.2%   | 12.4%   | 7.8%    |
| H22 年 | 78.1%   | 48.0%   | 27.8%   | 18.0%   | 11.8%   |

資料：国勢調査（H12 年は合併前の合計値）

#### (4) 女性の就業状況

国勢調査から本市の女性の就業率をみると、平成12年及び平成17年には、20歳代半ばと50歳前後という2つのピークをもついわゆる「M字カーブ」を描いており、出産や育児を機にいったん離職し、育児などが終わってから働き出す女性が多いことがうかがえます。平成22年は、30～34歳の就業率はこれまでのものとほぼ同程度になっている一方で、40歳～49歳の就業率がこれまでより減少しています。

本市の女性の就業率

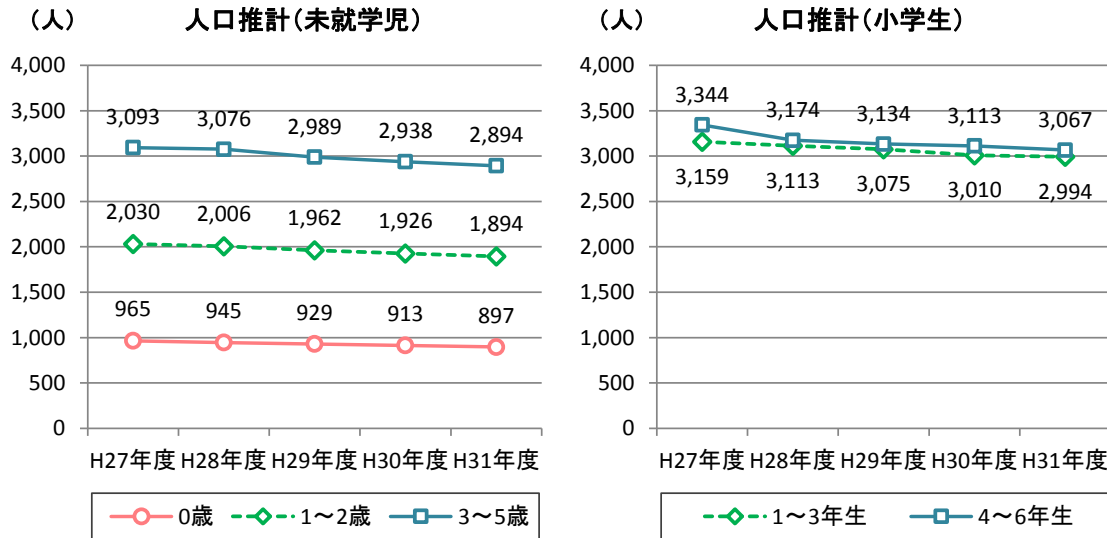


|      | 15～19歳 | 20～24歳 | 25～29歳 | 30～34歳 | 35～39歳 | 40～44歳 | 45～49歳 | 50～54歳 | 55～59歳 |
|------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| H12年 | 14.8%  | 71.1%  | 67.6%  | 59.9%  | 65.8%  | 74.7%  | 77.1%  | 72.9%  | 63.3%  |
| H17年 | 15.0%  | 67.9%  | 69.3%  | 65.6%  | 67.6%  | 73.3%  | 77.8%  | 72.2%  | 65.6%  |
| H22年 | 13.0%  | 65.3%  | 66.3%  | 64.3%  | 67.9%  | 70.0%  | 72.1%  | 73.6%  | 65.0%  |

資料：国勢調査（H12年は合併前の合計値）

## (5) 人口推計

本市の未就学児と小学生の平成 27 年から平成 31 年までの人口推計をみると、未就学児及び小学校ともに減少傾向で推移すると予測されます。0 歳児をみると平成 31 年には 897 人と、ここ 5 年間で 68 人減少することが見込まれています。



|     | H27年度 | H28年度 | H29年度 | H30年度 | H31年度 |
|-----|-------|-------|-------|-------|-------|
| 0歳  | 965   | 945   | 929   | 913   | 897   |
| 1歳  | 1,013 | 989   | 969   | 953   | 937   |
| 2歳  | 1,017 | 1,017 | 993   | 973   | 957   |
| 3歳  | 1,029 | 1,002 | 1,002 | 978   | 958   |
| 4歳  | 1,073 | 1,013 | 986   | 986   | 962   |
| 5歳  | 991   | 1,061 | 1,001 | 974   | 974   |
| 6歳  | 1,060 | 984   | 1,054 | 995   | 968   |
| 7歳  | 1,086 | 1,054 | 978   | 1,048 | 989   |
| 8歳  | 1,013 | 1,075 | 1,043 | 967   | 1,037 |
| 9歳  | 1,065 | 1,013 | 1,075 | 1,043 | 967   |
| 10歳 | 1,103 | 1,052 | 1,001 | 1,063 | 1,031 |
| 11歳 | 1,176 | 1,109 | 1,058 | 1,007 | 1,069 |

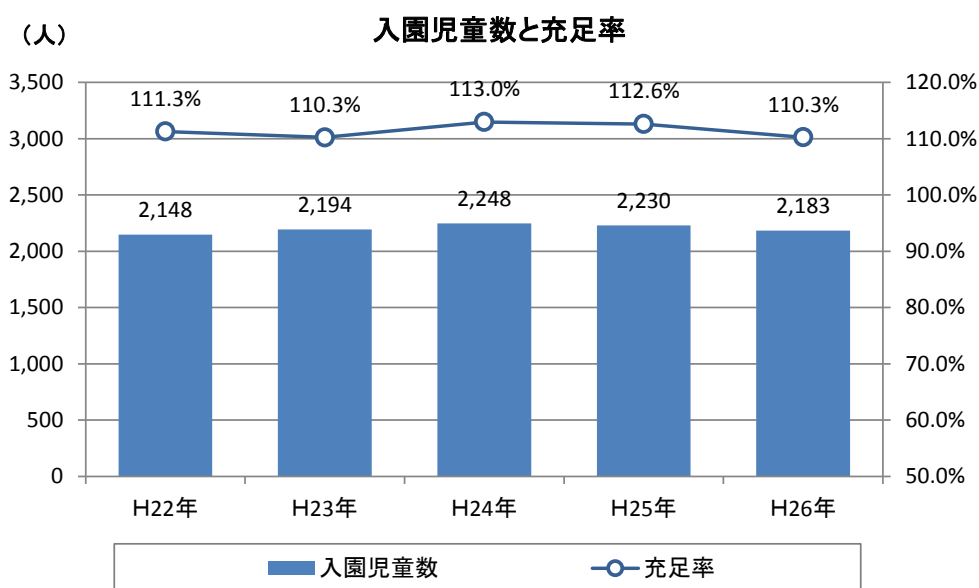
資料：コーホート変化率法による人口推計

## 2 子育て支援サービスなどの現状

### (1) 保育園などの状況

#### ① 保育園入園児童数

本市の平成 26 年の保育園の施設数は、公立が 12 か所、私立が 10 か所となっています。入園児童数は、平成 24 年をピークに近年ではやや減少傾向にあり、平成 26 年では、ピーク時の平成 24 年に比べ 65 人減少の 2,183 人となっています。また、充足率は平成 22 年以降 110% を超え推移しています。

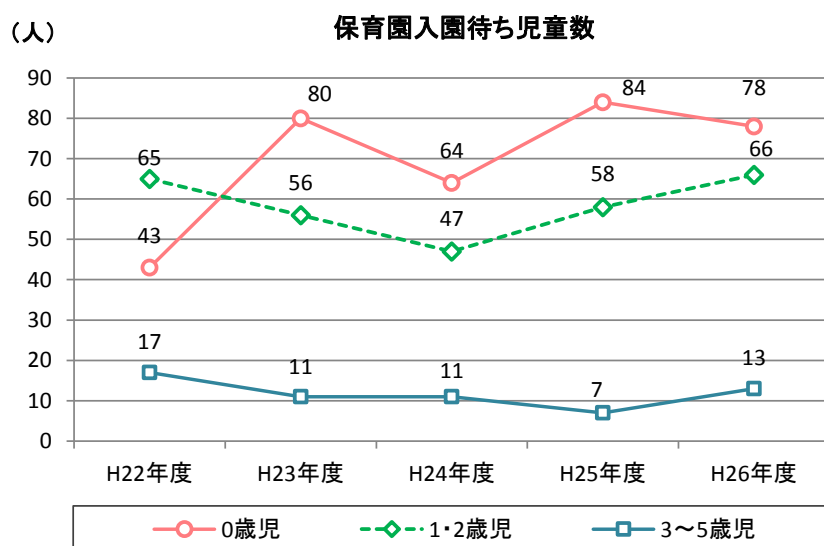


| 区分 |           | H22年  | H23年  | H24年  | H25年  | H26年  |
|----|-----------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 公立 | 施設数 (か所)  | 15    | 14    | 14    | 13    | 12    |
|    | 定員 (人)    | 1,470 | 1,350 | 1,350 | 1,250 | 1,160 |
|    | 入園児童数 (人) | 1,661 | 1,530 | 1,562 | 1,437 | 1,302 |
|    | 充足率 (%)   | 113.0 | 113.3 | 115.7 | 115.0 | 112.2 |
| 私立 | 施設数 (か所)  | 6     | 8     | 8     | 9     | 10    |
|    | 定員 (人)    | 460   | 640   | 640   | 730   | 820   |
|    | 入園児童数 (人) | 487   | 664   | 686   | 793   | 881   |
|    | 充足率 (%)   | 105.9 | 103.8 | 107.2 | 108.6 | 107.4 |
| 合計 | 施設数 (か所)  | 21    | 22    | 22    | 22    | 22    |
|    | 定員 (人)    | 1,930 | 1,990 | 1,990 | 1,980 | 1,980 |
|    | 入園児童数 (人) | 2,148 | 2,194 | 2,248 | 2,230 | 2,183 |
|    | 充足率 (%)   | 111.3 | 110.3 | 113.0 | 112.6 | 110.3 |

資料：子ども課（各年 4 月 1 日現在）広域受託含む

## ② 保育園入園待ち児童数

本市の保育園入園待ち児童は、平成22年から平成26年にかけて、3～5歳児については減少傾向となっています。一方、0歳児については、近年では増加傾向にあり、平成26年度では78人となっています。1・2歳児については、平成24年度までは減少傾向にありましたが、平成25年度以降では増加に転じています。



|       | H22年度 | H23年度 | H24年度 | H25年度 | H26年度 |
|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 0歳児   | 43    | 80    | 64    | 84    | 78    |
| 1・2歳児 | 65    | 56    | 47    | 58    | 66    |
| 3～5歳児 | 17    | 11    | 11    | 7     | 13    |
| 合計    | 125   | 147   | 122   | 149   | 157   |

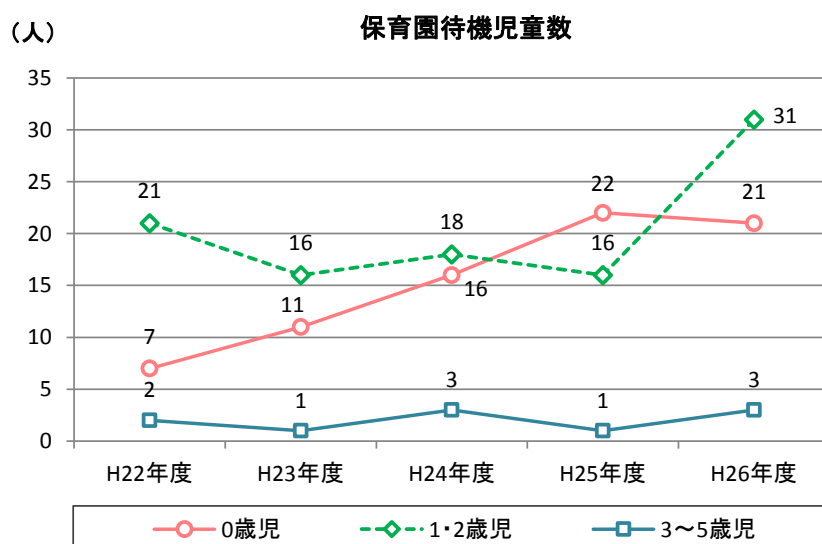
資料：子ども課（各年度10月1日現在）

### ※■保育園入園待ち児童とは

- ・那須塩原市内の保育園に入園を希望している市内在住の児童であって、園に空きが無く入園することが出来ず、入園待ちの状況にある児童。

### ③ 保育園待機児童数

本市の国の定義<sup>\*</sup>による待機児童は、平成 22 年から平成 26 年にかけて、3～5 歳児については各年度ともに数名となっています。一方、0 歳児及び 1・2 歳児については、近年では増加傾向にあり、平成 26 年度では、0 歳児で 21 人、1・2 歳児 31 人と多くなっています。



|        | H22 年度 | H23 年度 | H24 年度 | H25 年度 | H26 年度 |
|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 0 歳児   | 7      | 11     | 16     | 22     | 21     |
| 1・2 歳児 | 21     | 16     | 18     | 16     | 31     |
| 3～5 歳児 | 2      | 1      | 3      | 1      | 3      |
| 合計     | 30     | 28     | 37     | 39     | 55     |

資料：子ども課（各年度 10 月 1 日現在）

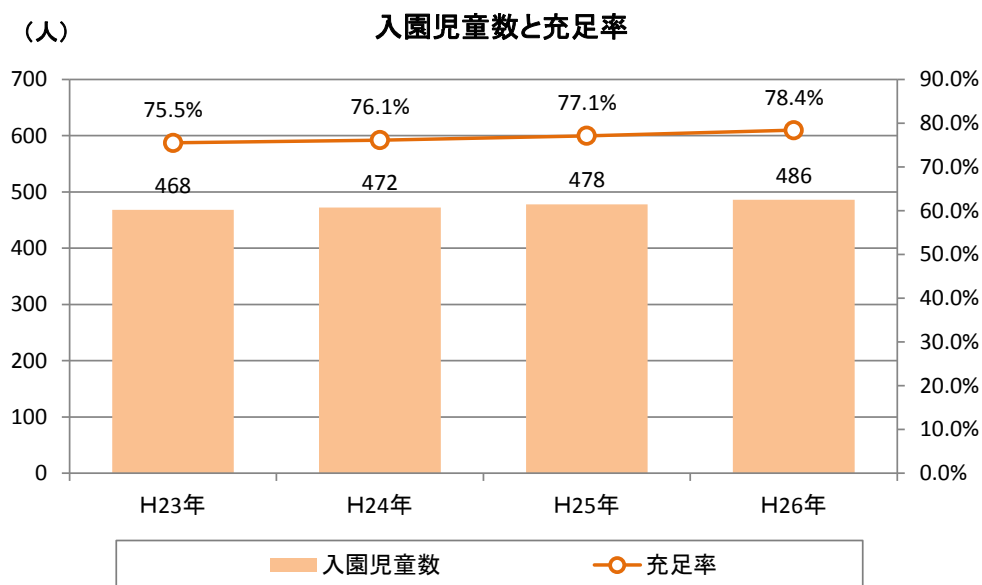
#### ※■保育園待機児童とは（主なもの）【厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課】

- ・保護者が求職中の場合については、一般に、児童福祉法施行令（昭和 23 年政令第 74 号）第 27 条（児童を保育することができないと認められる場合）に該当するものと考えられるところであるが、求職活動も様々な形態が考えられるので、求職活動の状況把握に努め適切に対応すること。
- ・広域入園の希望があるが、入園できない場合には、入園申込者が居住する市町村の方で待機児童としてカウントすること。
- ・いわゆる”入園保留”（一定期間入所待機のままの状態であるもの）の場合については、保護者の保育園への入園希望を確認した上で希望がない場合には、除外することができること。



#### ④ 認定こども園の状況

本市の平成 26 年の認定こども園の施設数は 1 か所となっています。入園児童数は平成 23 年以降増加しており、平成 26 年では、平成 23 年に比べ 18 人増加の 486 人となっています。また、充足率は平成 26 年で 78.4%となっています。

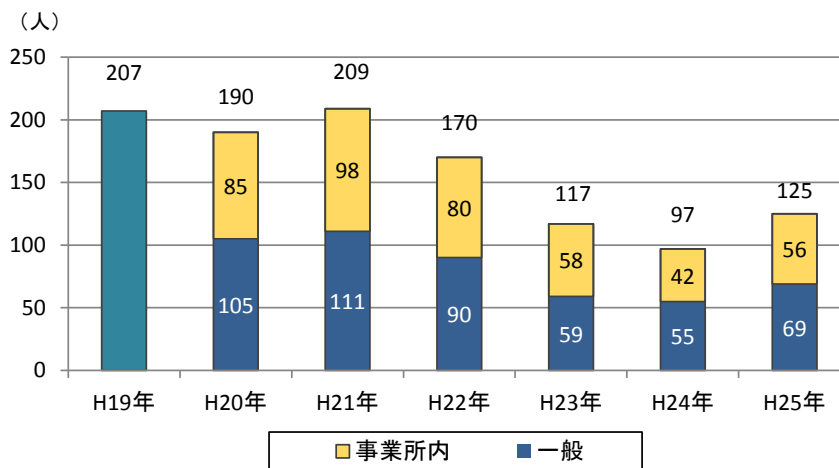
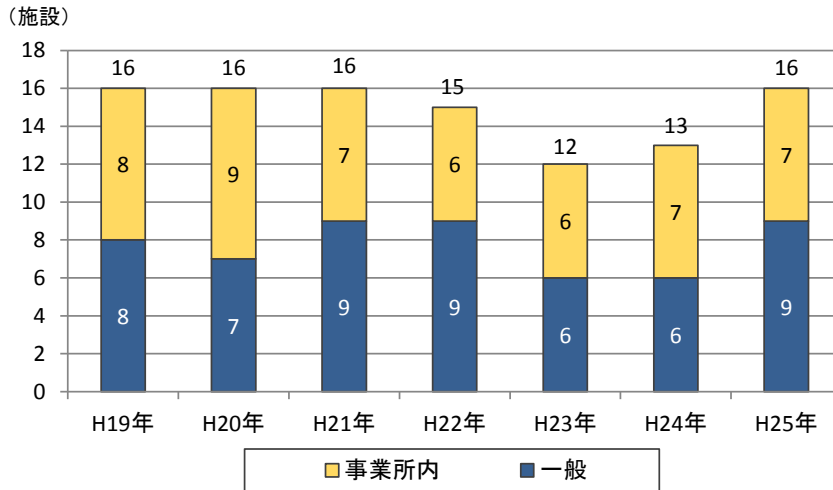


| 区分 |           | H22年 | H23年 | H24年 | H25年 | H26年 |
|----|-----------|------|------|------|------|------|
| 私立 | 施設数 (か所)  |      | 1    | 1    | 1    | 1    |
|    | 定員 (人)    |      | 620  | 620  | 620  | 620  |
|    | 入園児童数 (人) |      | 468  | 472  | 478  | 486  |
|    | 充足率 (%)   |      | 75.5 | 76.1 | 77.1 | 78.4 |

資料：子ども課（各年 5 月 1 日現在）広域受託含む

### ⑤ 認可外保育施設等の状況

本市の平成 25 年の認可外保育施設等の施設数は 16 か所となっています。平成 19 年以降の入園児童数は、平成 21 年で 209 人と最も多く、その後はやや減少で推移しています。



資料：子ども課

## (2) 子育て支援サービスの状況

### ① 一時預かり事業の状況

一時預かり事業は、平成 25 年度は 8 か所で実施しています。延べ利用人数は、平成 21 年度から平成 24 年度にかけて増減しながら若干の増加傾向で推移し、平成 25 年度では 1,782 人となっています。

|            | H21 年度 | H22 年度 | H23 年度 | H24 年度 | H25 年度 |
|------------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 実施施設数 (か所) | 6      | 7      | 8      | 8      | 8      |
| 延べ利用人数 (人) | 1,535  | 1,991  | 1,385  | 2,074  | 1,782  |

資料：子ども課

### ② 障害児保育事業の状況

障害児保育事業は、全保育園（22 か所）で実施しています。実障害児数は、平成 23 年度までは、各年度約 80 人と一定に推移し、平成 24 年度以降は増加に転じ、平成 25 年度では 129 人となっています。

|            | H21 年度 | H22 年度 | H23 年度 | H24 年度 | H25 年度 |
|------------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 実施施設数 (か所) | 21     | 21     | 22     | 22     | 22     |
| 実障害児数 (人)  | 84     | 83     | 82     | 104    | 129    |

資料：子ども課

### ③ 病児・病後児保育事業の状況

病後児保育事業は、平成 25 年度は 2 か所で実施しています。延べ利用人数は、平成 21 年度以降年度によりばらつきがあり、50 人前後を推移しています。なお、病児保育事業は現在実施していません。

|     |            | H21 年度 | H22 年度 | H23 年度 | H24 年度 | H25 年度 |
|-----|------------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 病後児 | 実施施設数 (か所) | 2      | 2      | 2      | 2      | 2      |
|     | 延べ利用人数 (人) | 43     | 47     | 58     | 51     | 41     |

資料：子ども課

#### ④ 学童保育（放課後児童クラブ）の状況

本市の放課後児童クラブは、市内の全 23 小学校区中、20 小学校区に設置されており、平成 26 年度は 35 か所で実施しています。実施箇所の増加に伴い延べ入所児童数も増加し、平成 26 年は 1,341 人となっています。

| 区分       | H22 年 | H23 年 | H24 年 | H25 年 | H26 年 |
|----------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 入所児童数（人） | 1,188 | 1,222 | 1,257 | 1,287 | 1,341 |
| か所数（か所）  | 29    | 30    | 32    | 34    | 35    |

資料：生涯学習課（各年 4 月 1 日現在）

#### ⑤ 子育て相談センターの状況

子育て相談センターは、平成 25 年度は 1 か所で実施しています。平成 21 年度以降子育てに関する相談件数は平成 22 年度以降減少傾向で推移しています。

##### ○子育てに関する相談

| 区分         | H21 年度 | H22 年度 | H23 年度 | H24 年度 | H25 年度 |
|------------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 相談件数（延べ件数） | 1,858  | 1,996  | 1,992  | 1,632  | 1,557  |

資料：子ども課

#### ⑥ ファミリー・サポート・センターの状況

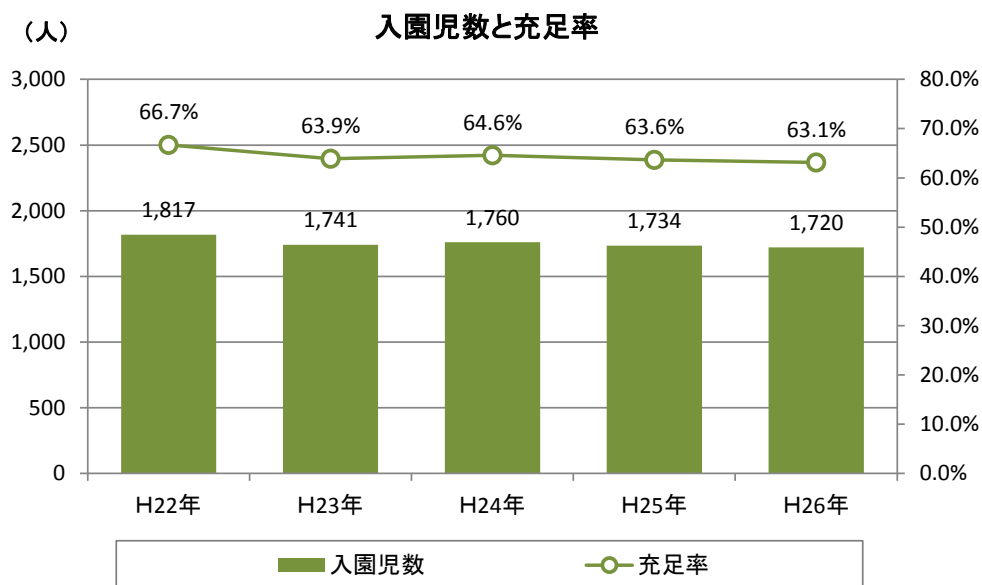
ファミリー・サポート・センターの活動件数は、平成 23 年度以降増加傾向にあり、平成 25 年度は 1,366 件となっています。また、会員の増加がみられる一方で、利用会員に比べ、サポート会員と両方会員の合計が少ない現状が続いています。

| 区分         |        | H21 年度 | H22 年度 | H23 年度 | H24 年度 | H25 年度 |
|------------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 活動件数（延べ件数） |        |        |        | 175    | 940    | 1,366  |
| 会員数        | 利用会員   |        |        | 106    | 224    | 258    |
|            | サポート会員 |        |        | 65     | 91     | 94     |
|            | 両方会員   |        |        | 22     | 30     | 31     |
|            | 合計     |        |        | 193    | 345    | 383    |

資料：子ども課

### (3) 幼稚園の状況

本市の平成 26 年の幼稚園の施設数は、公立が 1 か所、私立が 9 か所となっています。入園児童数は、平成 22 年以降やや減少傾向で推移し、平成 26 年では 1,720 人となっています。また、充足率は平成 22 年以降 60%台を推移しています。



| 区分 |          | H22年  | H23年  | H24年  | H25年  | H26年  |
|----|----------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 公立 | 施設数 (か所) | 1     | 1     | 1     | 1     | 1     |
|    | 定員 (人)   | 100   | 100   | 100   | 100   | 100   |
|    | 入園児数 (人) | 12    | 17    | 15    | 11    | 5     |
|    | 充足率 (%)  | 12.0  | 17.0  | 15.0  | 11.0  | 5.0   |
| 私立 | 施設数 (か所) | 9     | 9     | 9     | 9     | 9     |
|    | 定員 (人)   | 2,625 | 2,625 | 2,625 | 2,625 | 2,625 |
|    | 入園児数 (人) | 1,805 | 1,724 | 1,745 | 1,723 | 1,715 |
|    | 充足率 (%)  | 68.8  | 65.8  | 66.5  | 65.6  | 65.3  |
| 合計 | 施設数 (か所) | 10    | 10    | 10    | 10    | 10    |
|    | 定員 (人)   | 2,725 | 2,725 | 2,725 | 2,725 | 2,725 |
|    | 入園児数 (人) | 1,817 | 1,741 | 1,760 | 1,734 | 1,720 |
|    | 充足率 (%)  | 66.7  | 63.9  | 64.6  | 63.6  | 63.1  |

資料：子ども課（各年 5 月 1 日現在）

#### (4) 小学校・中学校の状況

##### ① 小学校の状況

本市の小学校は平成 26 年では 23 校あり、児童数は 6,640 人となっています。児童数は平成 22 年から減少傾向で推移しています。

| 区分      | H22 年 | H23 年 | H24 年 | H25 年 | H26 年 |
|---------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 児童数 (人) | 7,167 | 7,068 | 6,911 | 6,716 | 6,640 |
| 学校数 (校) | 25    | 25    | 25    | 25    | 23    |

資料：学校教育課（各年 5 月 1 日現在）

##### ② 中学校の状況

本市の中学校は平成 26 年では 10 校あり、生徒数は 3,429 人となっています。生徒数は平成 22 年から減少傾向で推移しています。

| 区分      | H22 年 | H23 年 | H24 年 | H25 年 | H26 年 |
|---------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 生徒数 (人) | 3,557 | 3,564 | 3,500 | 3,454 | 3,429 |
| 学校数 (校) | 10    | 10    | 10    | 10    | 10    |

資料：学校教育課（各年 5 月 1 日現在）

#### (5) 障害児通園施設の状況

障害児通園施設（児童発達支援及び放課後等デイサービス）の延べ利用件数は、増加傾向で推移しています。

| 利用件数       | H21 年度 | H22 年度 | H23 年度 | H24 年度 | H25 年度 |
|------------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 児童デイサービス   | 1,008  | 1,248  | 1,430  | —      | —      |
| 児童発達支援     | —      | —      | —      | 485    | 781    |
| 放課後等デイサービス | —      | —      | —      | 1,276  | 1,056  |

資料：社会福祉課

### 3 ニーズ調査結果からわかる現状

本計画の策定に向けて、幼稚園・保育園・放課後児童クラブなどの教育・保育・子育て支援を計画的に整備するために、市民の利用状況や利用希望を把握することを目的とした「子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査」を実施しました。

#### ■調査期間

平成 25 年 9 月 26 日（木） ～ 平成 25 年 10 月 31 日（木）

#### ■調査対象者

- 平成 25 年 9 月 1 日現在で、那須塩原市に住所を有する者（外国人を含む）であって、平成 25 年 4 月 1 日現在で 0～5 歳児（就学前児童）を対象としました。
- 同一世帯内に複数の対象児童（兄弟等）を有する家庭の場合、生年月日の早い児童（双子等の多生児の場合、五十音順で早い方の児童）を対象としました。
- 世帯主が祖父母等の家庭であり、児童の直接の保護者が世帯主ではなく、同一世帯内に複数の保護者が存在し、関係児童から見て、従兄弟同士等の場合は、各保護者を基準として、当該児童を対象としました。

|           | 配布枚数    | 回収数     | 回収率   |
|-----------|---------|---------|-------|
| 就 学 前 児 童 | 4,936 件 | 2,937 件 | 59.5% |

#### ○ニーズ調査結果の活用

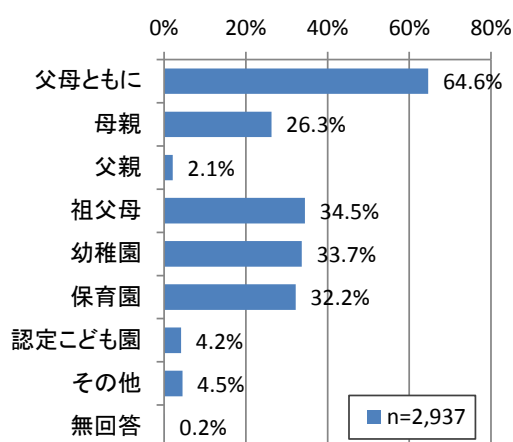
- ①国必須設問を中心とした「子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査」の実施
- ②国配布のワークシートにより、教育・保育事業や地域子ども・子育て支援事業のニーズ量を算出
- ③本市のこれまでの事業実績、地域の状況や算出したニーズ量を検証し、本市の各事業の量の見込みを設定
- ④本市の各事業の量の見込みに応じた整備計画を策定

## (1) 子どもの育ちをめぐる環境

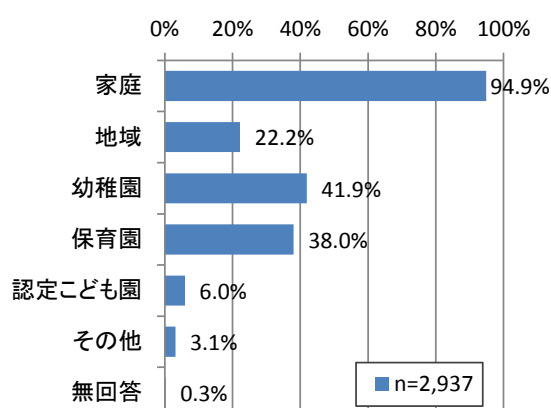
### ①子育てや教育に日常的に関わっている方、もっとも影響する環境

子育てや教育に日常的に関わっている方は、「父母ともに」の割合が64.6%と最も高く、「祖父母」「幼稚園」「保育園」がそれぞれ3割を超え続いています。また、子育てや教育にもっとも影響する環境では、「家庭」の割合が94.9%と最も高く、次いで「幼稚園」が41.9%、「保育園」が38.0%となっています。

▲日常的に関わっている方



▲もっとも影響する環境

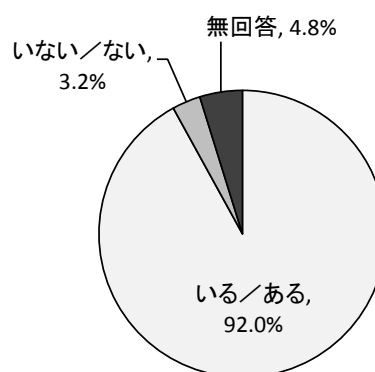


※グラフはともに複数回答でグラフ中凡例 n は回答者数（以下同様）。

### ②子育てや教育をする上での相談相手の有無

子育てや教育をする上で気軽に相談できる相手の有無は、「いる/ある」の割合が92.0%と高い中、「いない/ない」の割合は3.2%となっています。

また、主な相談先は、「祖父母などの親族」や「友人・知人」など身近な人の割合がいずれも8割を超え高く、「保育士」「幼稚園教諭」の割合もいずれも21.4%と比較的高くなっています。



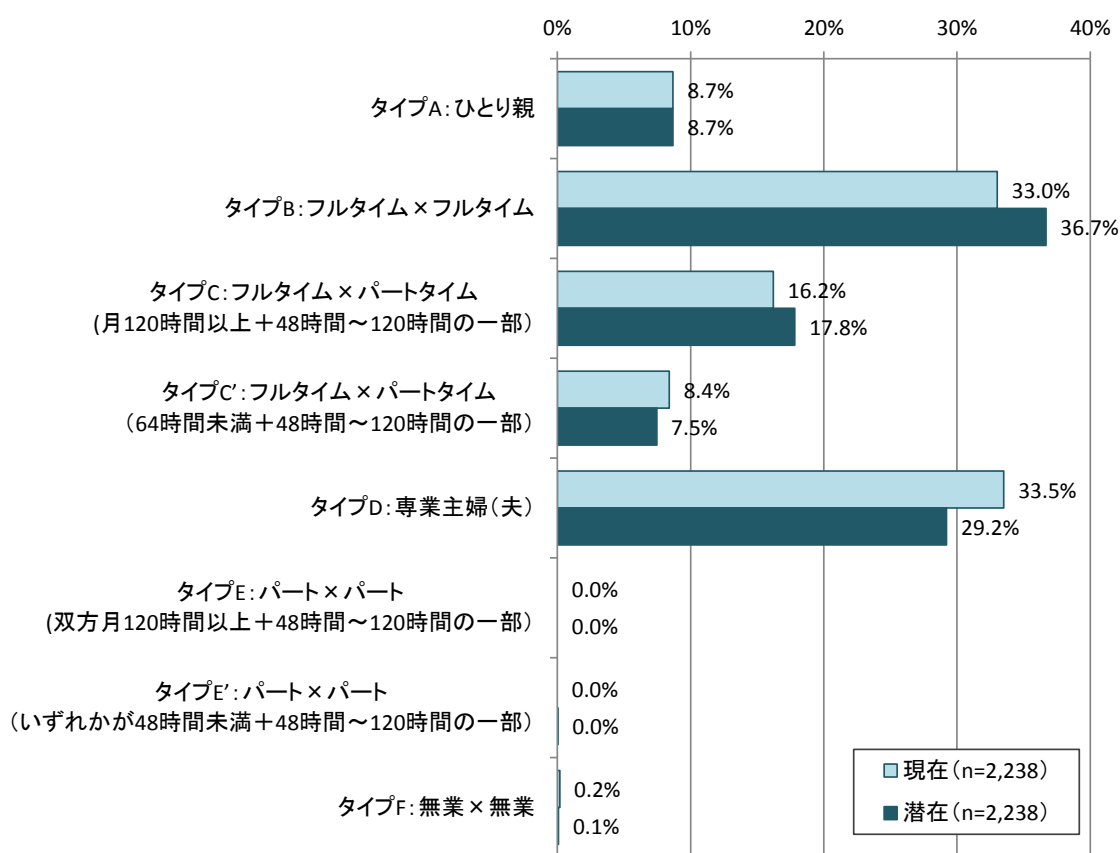


## (2) 保護者などの就労の状況

下のグラフは、今回の調査結果により父母の就労状況の組み合わせ（家庭類型）を示したものです。

現在の家庭類型では、「専業主婦（夫）」及び「フルタイム×フルタイム」の割合がいずれも3割を超え高く、「フルタイム×パートタイム（月120時間以上+48時間～120時間の一部）」についても16.2%と比較的高くなっています。

今後の就労希望などを勘案した潜在の家庭類型では、「専業主婦（夫）」の割合が減少し、「フルタイム×フルタイム」「フルタイム×パートタイム」などの共働き世帯が増加しています。



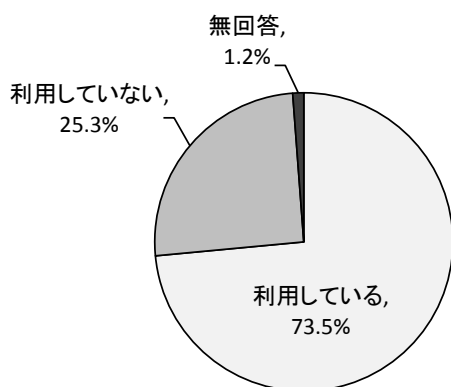
※グラフ中、「現在」は現在の就労状況、「潜在」は今後の就労希望を勘案した割合となっている。

※グラフ中、パートタイムの時間区分は、新制度による保育の必要性の認定の際、保育時間（保育標準時間と保育短時間）を定める指標となるもので、本市では、120時間は保育標準時間の下限、48時間は保育短時間の下限としている。

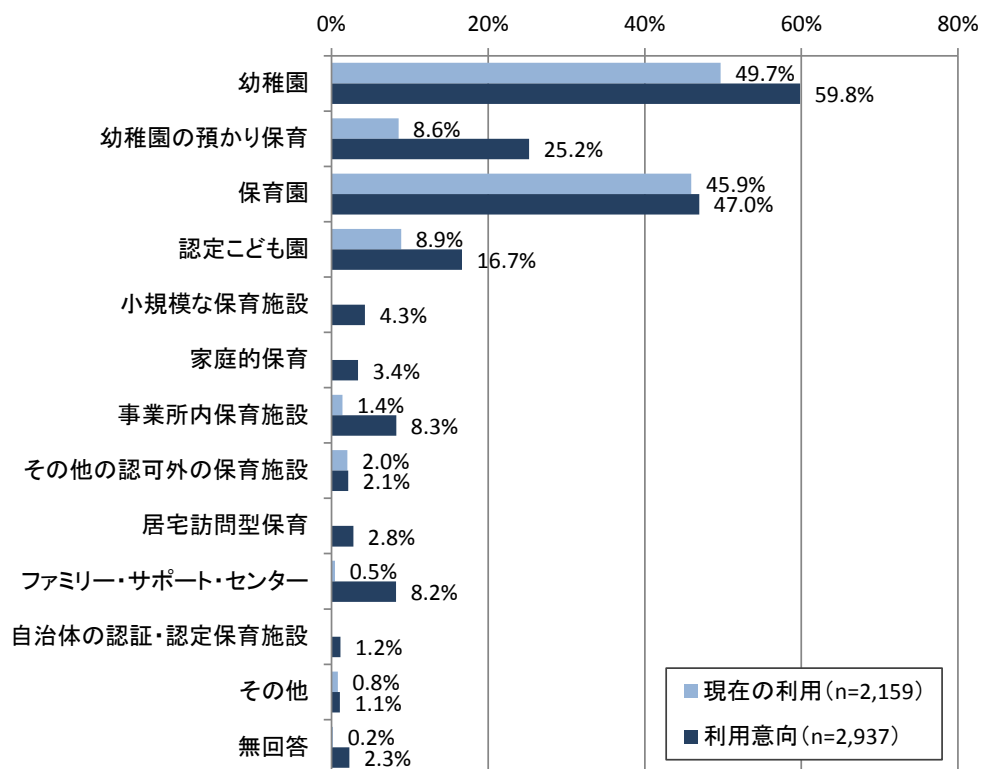
### (3) 教育・保育の利用状況と利用意向

幼稚園や保育園などの定期的な教育・保育の利用状況は、「利用している」が73.5%に対し、「利用していない」が25.3%となっています。また、現在利用している教育・保育の種類では、「幼稚園」の割合が49.7%と最も高く、次いで「保育園」が45.9%となっています。さらに、今後の利用意向では、「幼稚園」「幼稚園の預かり保育」「認可保育所」「認定こども園」などが現在に比べ増加しています。

▲幼稚園や保育所（園）などの定期的な教育・保育の利用



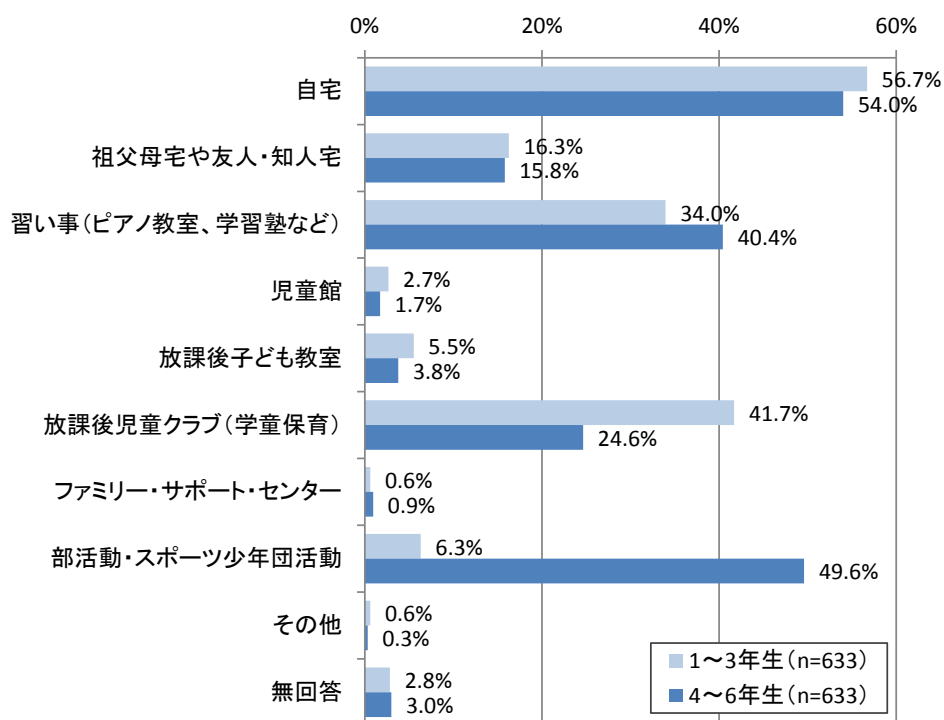
▲教育・保育の利用状況と利用意向



※グラフはともに複数回答

#### (4) 小学校就学後の放課後の過ごし方

小学校就学後の放課後の過ごし方は、低学年では「自宅」「習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など）」や「放課後児童クラブ」の割合がそれぞれ4割弱から5割強と高くなっています。また、高学年では、「習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など）」「部活動・スポーツ少年団活動」などの割合が低学年に比べ増加し、「放課後児童クラブ」の割合が減少しています。

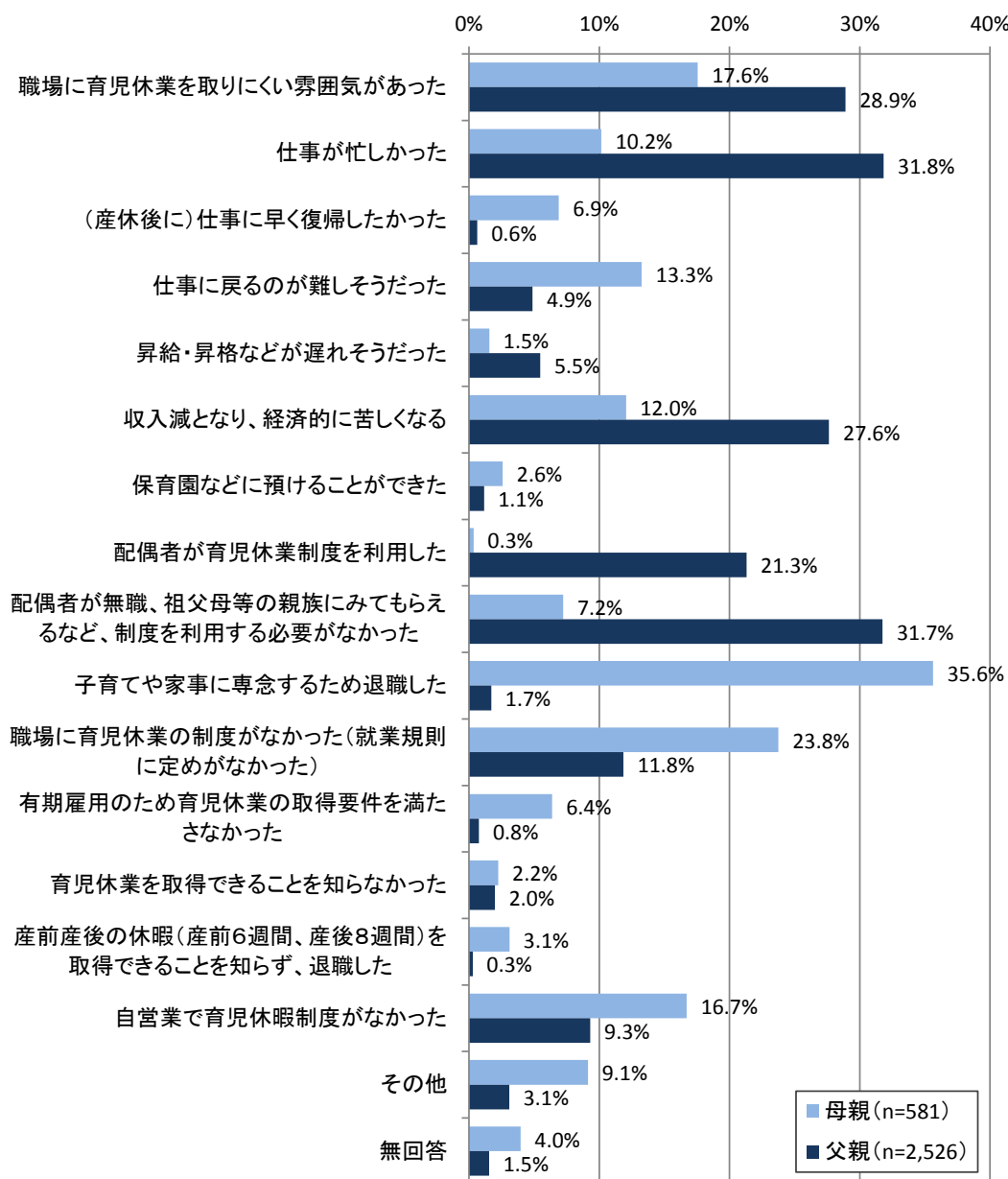


※5歳児のみの設問

※グラフは複数回答

## (5) 育児休業を取得していない理由

育児休業を取得していない理由は、「母親」では、「子育てや家事に専念するため退職した」の割合が35.6%と高く、「父親」では、「仕事が忙しかった(31.8%)」「配偶者が無職、祖父母等の親族にみてもらえるなど、制度を利用する必要がなかった(31.7%)」の割合がそれぞれ3割を超え高くなっています。



※グラフは複数回答

## 4 次世代育成支援対策行動計画の進捗状況

### (1) 施策評価の方法

後期計画の施策評価にあたっては、事業を主体的に実施する担当課が、目標の達成度の状況を「事業評価シート」を用いて検討いたしました。

評価ランクは、「A=計画どおり進捗した」、「B=目標に近く、概ね進捗した」、「C=目標には届かないが、進捗している」、「D=停滞・事業の未実施」の4分類としました。

### (2) 評価の総括

上記の方法に基づいて中間評価を行ったところ、全71事業のうち、A評価が42事業、B評価が21事業、C評価が7事業、D評価が1事業となりました。A・B評価の事業は全体の88.8%を占め、9割近くの事業が計画どおり、ないしは概ね計画どおりに進捗した結果となっています。一方、D評価の事業は1事業で全体の約1%にとどまっています。全体として進捗状況は良好であったと評価できます。

第2期前期計画においては、後期計画の事業を継承し事業を一層充実・発展させるとともに、市民のニーズを考慮しながら事業運営を図っていくことが求められます。

| 基本目標              | 事業数 | 評価ランク |    |   |   |
|-------------------|-----|-------|----|---|---|
|                   |     | A     | B  | C | D |
| 1 子どもを社会で育てる意識づくり | 25  | 18    | 3  | 3 | 1 |
| 2 援護が必要な家庭への支援    | 10  | 4     | 6  | 0 | 0 |
| 3 母子保健医療の充実       | 11  | 11    | 0  | 0 | 0 |
| 4 仕事と家庭生活の両立の支援   | 6   | 0     | 6  | 0 | 0 |
| 5 教育環境の整備         | 11  | 8     | 3  | 0 | 0 |
| 6 子育てにやさしい生活環境の整備 | 8   | 1     | 3  | 4 | 0 |
| 事業合計              | 71  | 42    | 21 | 7 | 1 |

### (3) 基本目標別の評価

#### 基本目標1 子どもを社会で育てる意識づくり

基本目標1の「子どもを社会で育てる意識づくり」は、25事業のうちA評価が18事業、B評価が3事業、C評価が3事業、D評価が1事業で、全体の72.0%がA評価です。

基本施策①「地域社会における子育て支援サービスの充実」は、16事業のうちA評価が12事業、B評価が3事業、子育て短期支援事業（トワイライトステイ事業）が未実施のためD評価となっています。

基本施策②「保育サービスの充実」は、7事業のうちA評価が5事業、C評価が2事

業で、「夜間保育事業」と「保育園待機児童の解消」が目標未達成のためC評価となっています。

基本施策③「児童の健全育成」は、A評価が1事業となっています。

基本施策④「幼保一元化の検討」は、C評価が1事業で、「認定こども園の整備検討」目標に届かなかったためC評価となっています。

| 基本施策                   | 事業数 | 評価ランク |   |   |   |
|------------------------|-----|-------|---|---|---|
|                        |     | A     | B | C | D |
| ① 地域社会における子育て支援サービスの充実 | 16  | 12    | 3 | 0 | 1 |
| ② 保育サービスの充実            | 7   | 5     | 0 | 2 | 0 |
| ③ 児童の健全育成              | 1   | 1     | 0 | 0 | 0 |
| ④ 幼保一元化の検討             | 1   | 0     | 0 | 1 | 0 |
| 計                      | 25  | 18    | 3 | 3 | 1 |

## 基本目標2 援護が必要な家庭への支援

基本目標2の「援護が必要な家庭への支援」は、10事業のうちA評価が4事業、B評価が6事業となっており、全体の40.0%がA評価です。

基本施策①「児童虐待防止対策」は、B評価が3事業となっています。

基本施策②「ひとり親家庭等の自立支援の推進」は、3事業のうちA評価が1事業、B評価が2事業となっています。

基本施策③「支援児施策の充実」は、4事業のうちA評価が3事業、B評価が1事業となっています。

| 基本施策              | 事業数 | 評価ランク |   |   |   |
|-------------------|-----|-------|---|---|---|
|                   |     | A     | B | C | D |
| ① 児童虐待防止対策        | 3   | 0     | 3 | 0 | 0 |
| ② ひとり親家庭等の自立支援の推進 | 3   | 1     | 2 | 0 | 0 |
| ③ 支援児施策の充実        | 4   | 3     | 1 | 0 | 0 |
| 計                 | 10  | 4     | 6 | 0 | 0 |

## 基本目標3 母子保健医療の充実

基本目標3の「母子保健医療の充実」は、11事業全事業がA評価となっています。全体の100%がA評価です。

基本施策①「子どもや母親の健康の確保」は、A評価が6事業となっています。

基本施策②「思春期保健対策の充実」は、A評価が1事業となっています。

基本施策③「小児医療の充実」は、A評価が3事業となっています。

基本施策④「不妊治療対策」は、A評価が1事業となっています。

| 基本施策           | 事業数 | 評価ランク |   |   |   |
|----------------|-----|-------|---|---|---|
|                |     | A     | B | C | D |
| ① 子どもや母親の健康の確保 | 6   | 6     | 0 | 0 | 0 |
| ② 思春期保健対策の充実   | 1   | 1     | 0 | 0 | 0 |
| ③ 小児医療の充実      | 3   | 3     | 0 | 0 | 0 |
| ④ 不妊治療対策       | 1   | 1     | 0 | 0 | 0 |
| 計              | 11  | 11    | 0 | 0 | 0 |

#### 基本目標4 仕事と家庭生活の両立の支援

基本目標4の「仕事と家庭生活の両立の支援」は、6事業のうちA評価はなく、B評価が6事業となっています。

基本施策①「男性を含めた働き方の見直し」は、B評価が2事業となっています。

基本施策②「仕事と子育ての両立支援の推進」は、4事業のうちB評価が4事業となっています。

| 基本施策             | 事業数 | 評価ランク |   |   |   |
|------------------|-----|-------|---|---|---|
|                  |     | A     | B | C | D |
| ① 男性を含めた働き方の見直し  | 2   | 0     | 2 | 0 | 0 |
| ② 仕事と子育ての両立支援の推進 | 4   | 0     | 4 | 0 | 0 |
| 計                | 6   | 0     | 6 | 0 | 0 |

#### 基本目標5 教育環境の整備

基本目標5の「教育環境の整備」は、11事業のうちA評価が8事業、B評価が3事業となっており、全体の72.7%がA評価です。

基本施策①「次代の親の育成」は、2事業のうちA評価が1事業、B評価が1事業となっています。

基本施策②「子どもの生きる力の育成に向けた学校教育環境等の整備」は、A評価が6事業です。

基本施策③「家庭や地域の教育力の向上」は、A評価・B評価が各1事業となっています。

基本施策④「有害環境浄化対策の推進」は、B評価が1事業となっています。

| 基本施策                        | 事業数 | 評価ランク |   |   |   |
|-----------------------------|-----|-------|---|---|---|
|                             |     | A     | B | C | D |
| ① 次代の親の育成                   | 2   | 1     | 1 | 0 | 0 |
| ② 子どもの生きる力の育成に向けた学校教育環境等の整備 | 6   | 6     | 0 | 0 | 0 |
| ③ 家庭や地域の教育力の向上              | 2   | 1     | 1 | 0 | 0 |
| ④ 有害環境浄化対策の推進               | 1   | 0     | 1 | 0 | 0 |
| 計                           | 11  | 8     | 3 | 0 | 0 |

## 基本目標6 子育てにやさしい生活環境の整備

基本目標6の「子育てにやさしい生活環境の整備」は、8事業のうちA評価が1事業、B評価が3事業、C評価が4事業となっており、全体の12.5%がA評価です。

基本施策①「安心して外出できる環境の整備」は、4事業のうちA評価が1事業、B評価が2事業、C評価が1事業で、「交通安全教育の推進」が、幼稚園・保育園での交通安全教室に未実施があることからC評価となっています。

基本施策②「子どもたちの安全の確保」は、4事業のうちB評価が1事業、C評価が3事業で、「こどもを守る家・あんしん家の設置推進」、「防犯ネットワークの構築」、「防犯灯の整備の援助」が目標値に達しなかったことから、C評価となっています。

| 基本施策             | 事業数 | 評価ランク |   |   |   |
|------------------|-----|-------|---|---|---|
|                  |     | A     | B | C | D |
| ① 安心して外出できる環境の整備 | 4   | 1     | 2 | 1 | 0 |
| ② 子どもたちの安全の確保    | 4   | 0     | 1 | 3 | 0 |
| 計                | 8   | 1     | 3 | 4 | 0 |



## 第3章 計画の基本的な考え方

### 1 計画の基本理念

那須塩原市 子ども子育て未来プラン（仮称）の基本理念

親と子が育ちあい 健やかにふれあえるまち なすしおばら

子どもは、社会の希望であり、未来をつくる存在です。すべての子どもの健やかな育ちと子育てを支えることは、社会全体で取り組むべき最重要課題のひとつです。

本市では、「保護者が子育てについての第一義的責任を有する」という基本的認識の下に、地域及び社会全体が、子育て中の保護者の気持ちを受け止め、寄り添い、支えることを通じ、保護者が子育てに喜びや生きがいを感じることができ、すべての子どもが大事にされ、健やかに成長できるようなまちを目指し、那須塩原市次世代育成支援対策行動計画から引き継ぎ、「親と子が育ちあい 健やかにふれあえるまち なすしおばら」を基本理念として定めます。

## 2 基本的な視点

本計画は、それぞれの立場から、子どもの健やかな育ちと子育て環境の整備を考慮して、次の4つの基本的視点に基づき、総合的な施策の展開を図ります。

### I すべての子どもの人権を尊重する

子どもが権利の主体であり、その属性によって差別されないこと、その成長のために最善の利益を尊重されることをうたった「児童の権利に関する条約」、「那須塩原市子どもの権利条例」を遵守し、子どもの思いや願いに常に思いを馳せること、児童虐待などの権利侵害は未然に防ぐことなど、子どもの命の喜びを実感しながら成長していけるよう、子どもの人権を尊重する視点を重視して支援を行います。

### II すべての子どもと子育て家庭への支援

子ども・子育て支援は、障害、疾病、虐待、貧困、家族の状況その他の事情により社会的な支援の必要性が高い子どもやその家族を含め、すべての子どもや子育て家庭を対象とするものです。

年齢や心身の状態、個々の家庭の置かれた状況、社会状況等の変化等によって、必要とする支援の内容が異なります。

支援を受ける子どもや子育て家庭の視点に立った施策の展開により、一人ひとりの子どもの健やかな育ちを等しく保障することを目指すとともに、すべての子育て家庭を対象に「親育ち」の過程への支援を図ります。

### III 子育てにやさしい社会づくり

家庭を築き、子どもを産み育てるといふ人々の希望がかなえられるとともに、すべての子どもが大事にされ、健やかに成長できる社会の実現を目指し、家庭、学校、企業、行政等の社会全体の協働により支援できる体制を整えていけるよう取り組みます。

また、子育て支援等を通じた地域への貢献を希望する人材も存在し、加えて豊かな自然環境や地域に受け継がれる伝統文化等もあることから、こうした様々な「地域の力」の効果的な活用を図ります。

#### Ⅳ 妊娠・出産・育児の切れ目ない支援

妊娠から出産、誕生を経て、乳幼児期、学童期、少年期、青年期の各場面で、子育て家庭が孤立することなく、安心して喜びや生きがいを感じながら子育てができるよう、切れ目なく支援していく必要があります。

地域や社会全体が、それぞれの役割を再認識し、相互に連携し協力し合いながら、地域の実情に応じた支援の展開を図ります。

### 3 計画の基本方針

本計画は、基本理念と基本的視点を念頭に置きつつ、下記の6つの基本方針に基づいて施策を推進します。

#### 基本方針1 子育てを地域で支える意識づくり

近年、核家族化の伸展や地域のつながりの希薄化などにより、日々の子育てについて地域からの支援や協力を得ることが困難な状況となっています。

地域社会は、子どもが成長する過程で家庭と並ぶ重要な生活基盤です。本市では地域における様々な子育てサービスの充実を図るとともに、地域で支える子育て支援を推進します。

#### 基本方針2 援護が必要な子ども・子育て家庭への支援

養育支援を必要とする家庭を早期に発見し、地域の子育て支援を活用して虐待を予防するほか、虐待の早期発見、早期対応に努めるために、関係機関や団体等の連携強化に向けた取組を推進します。

また、特別に支援が必要な子どもや、貧困などの社会的な支援が必要な子どもや子育て家庭に対する継続的・総合的な支援体制の整備を図り、一人ひとりの子どもの健やかな育ちを等しく保障することを目指します。

#### 基本方針3 母子保健事業の充実

妊娠期、出産期、新生児期及び乳幼児期を通じて母子の健康が確保されるよう、切れ目のない母子保健対策の向上を図っていきます。

さらには子どもたちの心身の健全育成を図るため、食育の推進や学童期・思春期から成人期に向けた保健対策の充実に努めます。

#### 基本方針4 仕事と家庭生活の両立の支援

仕事と家庭生活の両立ができるように、企業への啓発や相談支援等を行っていきます。

また、男性の子育て参加を促し、家族全体が協力して子育てを楽しめる環境づくりを目指します。

#### 基本方針5 教育環境の整備

調和のとれた人格形成を目指すため、家庭、学校、地域が連携を図り、子どもの能力や可能性を伸ばす教育を目指します。

また、子どもの個性を尊重し、将来に夢と希望を持って、健やかに育っていけるように遊びや教育環境の充実に努めます。

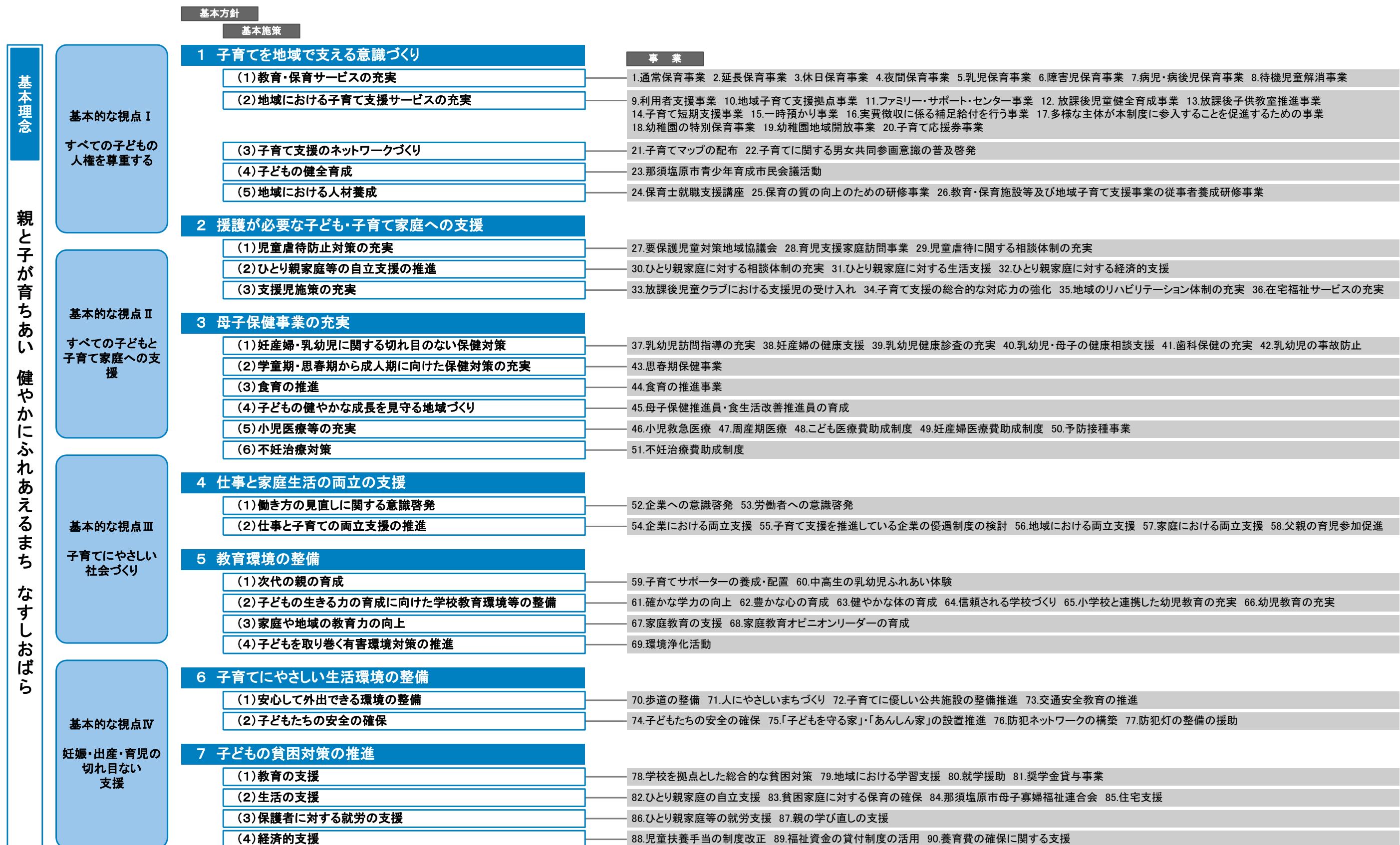
#### 基本方針6 子育てにやさしい生活環境の整備

近年、子どもが被害者となる悲惨な事故、事件が増加しています。子どもや親が安心して安全に暮らすことができるように、関係機関や団体等と連携を図り、まち全体の取り組みとして、市内のバリアフリーや子どもの安全の確保を目指します。

#### 基本方針7 子どもの貧困対策の推進

近年、子どもの貧困の状況がより厳しく、子どもの生活や成長に様々な影響を及ぼしています。子どもの将来が、その生まれ育った環境によって左右されることのないよう、また、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、必要な環境の整備と教育を受ける機会の均等を図ります。

## 4 計画の体系



## 第4章 施策の展開

### 基本方針 1 子育てを地域で支える意識づくり

#### 基本施策（1）教育・保育サービスの充実

##### 【現状と課題】

経済状況や企業経営を取り巻く環境が依然として厳しい中、共働き家庭が増加し続けているとともに、非正規雇用割合も高まっています。出産に伴う女性の就労継続も依然として厳しい状況にあります。

また、少子化により、子どもの数の減少とともに兄弟姉妹の数も減少しており、乳幼児期に異年齢の中で育つ機会が減少しているなど、子どもの育ちをめぐる環境も変容しています。

このような状況の中、教育・保育に関するニーズも多様化しており、それらに応えるため、幼児教育・保育の量的拡大や質の向上などのサービスの充実を図る必要があります。

##### 【具体的事業】

| 事業名                         | 事業内容   | 担当部署 |
|-----------------------------|--|------|
| 1.通常保育事業                    | <p>■本市には、保育園が公立12か所、私立10か所の計22か所設置されています。保育サービスについては、子どもの幸せを第一に考えるとともに、利用者の生活実態及び意向を十分に踏まえてサービスの体制を整備しています。</p> <p>25年度実績…実施箇所数 22か所<br/>利用者数 2,325人</p> | 子ども課 |
|                             | <p>□今後の方向性<br/>保育園整備計画に基づき、民間活力による施設整備を推進します。また、保育サービス第三者評価の導入による保育サービスの充実を図ります。</p> <p>31年度目標…継続して実施</p>  |      |
| 2.延長保育事業<br>【地域子ども・子育て支援事業】 | <p>■保護者の就労などの理由で、通常の保育時間を超えて保育する事業です。</p> <p>25年度実績…実施箇所数 11か所 利用者数 339人</p>   | 子ども課 |
|                             | <p>□今後の方向性<br/>※「第5章 子ども・子育て支援事業」にて詳細を掲載</p>   |      |
| 3.休日保育事業                    | <p>■保護者の勤労等で休日における保育が困難な児童の保育を行います。</p> <p>25年度実績…実施箇所数 2か所 利用者数 83人</p>   | 子ども課 |
|                             | <p>□今後の方向性<br/>今後は保育園整備計画による保育園の民営化等で、民間活力による実施箇所数の増設を推進します。</p> <p>31年度目標…継続して実施</p>  |      |

|                                 |   |      |
|---------------------------------|---|------|
| 4.夜間保育事業                        | <p>■保護者の就労等の関係で、夜間（おおよそ午後10時まで）に保育が必要な場合に保育を行う事業です。現在、実施している施設はありません。</p> <p>□今後の方向性<br/>ニーズの動向を見極め、他の事業との連携を検討します。</p>   | 子ども課 |
| 5.乳児保育事業                        | <p>■現在、本市で乳児保育事業を実施している保育園は22か所あり、利用している0歳児は83人で、0歳児全体の3.8%です。<br/>25年度実績…実施箇所数 22か所（全保育園）</p> <p>□今後の方向性<br/>今後も、女性の社会進出など保育ニーズの多様化に伴い、乳児保育事業のさらなる充実を図っていきます。<br/>31年度目標…継続して実施</p>  | 子ども課 |
| 6.障害児保育事業                       | <p>■身体障害や発達の遅れがある児童については、子育て相談センター、保健センターなどと連携し、保護者の理解を得て保育士の加配により対応し、すべての認可保育園で実施しています。<br/>25年度実績…実施箇所数 22か所（全保育園）</p> <p>□今後の方向性<br/>保育士研修や、臨床心理士との連携により障害児保育の資質の向上を図ります。また、児童の健全育成を図るため、保護者及び小学校との連携強化を推進します。<br/>31年度目標…実施箇所数 22か所（全保育園）</p> | 子ども課 |
| 7.病児・病後児保育事業<br>【地域子ども・子育て支援事業】 | <p>■病児・病後児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育を実施する事業です。</p> <p>□今後の方向性<br/>※「第5章 子ども・子育て支援事業」にて詳細を掲載</p>  | 子ども課 |
| 8.待機児童解消事業                      | <p>■現在、本市には100人以上の待機児童（入園待ち児童）がいます。民間活力の導入による待機児童減少に向けた施設整備を図っています。</p> <p>□今後の方向性<br/>保育園整備計画に基づく各施策を進め、待機児童の解消に努めます。<br/>31年度目標…待機児童（入園待ち児童）の解消</p>   | 子ども課 |



## 基本施策（２）地域における子育て支援サービスの充実

### 【現状と課題】

社会や経済の環境の変化によりもたらされた子育て家庭を取り巻く環境の変化によって、就労の有無や状況にかかわらず、子育ての負担や不安、孤立感が高まっています。

こうした環境に鑑み、保護者がしっかりと子どもに向き合い、喜びを感じながら子育てができるよう、地域の子ども・子育て支援の充実を図る必要があります。

### 【具体的事業】

| 事業名                                     | 事業内容  | 担当部署  |
|---|---|-------|
| 《新規》<br>9.利用者支援事業<br>【地域子ども・子育て支援事業】    | <p>■子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。</p> <p>□今後の方向性<br/>※「第5章 子ども・子育て支援事業」にて詳細を掲載</p>   | 子ども課  |
| 10.地域子育て支援拠点事業<br>【地域子ども・子育て支援事業】       | <p>■乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。<br/>25年度実績…子育てサロン実施箇所数 21か所</p> <p>□今後の方向性<br/>※「第5章 子ども・子育て支援事業」にて詳細を掲載</p>  | 子ども課  |
| 11.ファミリー・サポート・センター事業<br>【地域子ども・子育て支援事業】 | <p>■子育ての手助けをしてほしい人と、子育ての援助ができる人との相互援助活動により子育てを支援する事業で、子どもの健やかな成長を地域で応援していくものです。<br/>25年度実績…実施箇所数 1か所</p> <p>□今後の方向性<br/>※「第5章 子ども・子育て支援事業」にて詳細を掲載</p>   | 子ども課  |
| 12.放課後児童健全育成事業<br>【地域子ども・子育て支援事業】       | <p>■児童福祉法の規定に基づき、昼間、家庭に保護者のいない小学校に就学している児童を対象に、平日の授業終了後や土曜日などに放課後児童クラブを開設しています。施設は、学校の余裕教室のほか、学校や公民館の敷地内の専用施設で、公設21クラブを開設し、保護者や地域の関係者で組織する団体に運営を委託しています。<br/>また、近年は民設民営のクラブも増加していますが、保育の質の確保と保護者負担の増加を配慮して補助金を交付しています。<br/>25年度実績…実施箇所数 34か所<br/>利用者数 1,384人</p> <p>□今後の方向性<br/>※「第5章 子ども・子育て支援事業」にて詳細を掲載</p> | 生涯学習課 |
| 《新規》<br>13.放課後子供教室推進事業                  | <p>■放課後子ども総合プランに基づき、放課後児童クラブと連携を図りながら、放課後児童対策の充実を図る事業です。次代を担う人材の育成のため、地域社会の中で、放課後や週末等に全ての児童が多様な体験・活動を行うことができる環境を整備するものです。</p>   | 生涯学習課 |

|  |   |      |
|--|---|------|
|  | <input type="checkbox"/> 今後の方向性<br>平成27年度において、放課後子供教室のニーズ及び運営参加者の有無、実施会場等の調査を行い、平成28年度から段階的に実施します。  |      |
| 14.子育て短期支援事業<br>【地域子ども・子育て支援事業】                          | <input checked="" type="checkbox"/> 子どもを家庭で養育することが一時的に困難になった場合に、短期間子どもを預かる制度です。現在、本市では民間のNPO法人等に委託して実施しています。<br>25年度実績…ショートステイ事業実施箇所数 1か所   | 子ども課 |
|  | <input type="checkbox"/> 今後の方向性<br>※「第5章 子ども・子育て支援事業」にて詳細を掲載  |      |
| 15.一時預かり事業<br>【地域子ども・子育て支援事業】                            | <input checked="" type="checkbox"/> 保護者の様々な状況により、家庭で保育が困難になるケースが増加しています。このような場合に、子どもを一時的に保育することにより、子育て家庭の負担やストレスの軽減を図る事業です。また、幼稚園では通常の保育時間の前後や長期休業期間中などに「預かり保育」を実施しています。<br>25年度実績…実施箇所数 10か所（全幼稚園） | 子ども課 |
|  | <input type="checkbox"/> 今後の方向性<br>※「第5章 子ども・子育て支援事業」にて詳細を掲載  |      |
| 《新規》<br>16.実費徴収に係る補足給付を行う事業<br>【地域子ども・子育て支援事業】           | <input checked="" type="checkbox"/> 保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業です。   | 子ども課 |
|  | <input type="checkbox"/> 今後の方向性<br>※「第5章 子ども・子育て支援事業」にて詳細を掲載  |      |
| 《新規》<br>17.多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業<br>【地域子ども・子育て支援事業】 | <input checked="" type="checkbox"/> 特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業です。  | 子ども課 |
|  | <input type="checkbox"/> 今後の方向性<br>※「第5章 子ども・子育て支援事業」にて詳細を掲載  |      |
| 18.幼稚園の特別保育事業  | <input checked="" type="checkbox"/> 幼稚園では通常の預かりのほか、長期休業中の学童保育や未就園児親子教室、特別支援保育などの特別保育事業を行っています。<br>25年度実績…実施箇所数 10か所（全幼稚園）   | 子ども課 |
|  | <input type="checkbox"/> 今後の方向性<br>今後とも幼稚園の特別保育を支援していきます。<br>31年度目標…継続して実施  |      |
| 19.幼稚園地域開放事業   | <input checked="" type="checkbox"/> 地域の親子のふれあい、または子ども達の遊び場を提供することを目的として地域開放を行っています。<br>25年度実績…実施箇所数10か所（全幼稚園）   | 子ども課 |
|  | <input type="checkbox"/> 今後の方向性<br>今後も、各幼稚園と地域とのコミュニケーションを深めていけるよう支援していきます。<br>31年度目標…継続して実施  |      |
| 《新規》<br>20.子育て応援券事業                                      | <input checked="" type="checkbox"/> 各家庭の子育て環境に見合った様々な子育てサービスの提供を促進することにより、就学前の子を持つ子育て家庭の不安や子育ての負担感の軽減を図るとともに、家庭や地域の子育て力を高めるために子育て応援券を配布します。子育て応援券は、有料の子育て支援サービスに利用できるもので、0～2歳児の児童がいる家庭を対象とします。      | 子ども課 |

|  |  |  |
|--|--|--|
|  | <input type="checkbox"/> 今後の方向性<br>平成27年度に子育て応援券を対象家庭に配布するとともに、利用できる子育て支援サービスの充実を図ります。<br>31年度目標…配布人数 4,000人 |  |
|--|--|--|

### 基本施策（3）子育て支援のネットワークづくり

#### 【現状と課題】

子育て家庭に対して、きめ細やかな教育・保育サービスや子育て支援サービスを効果的・効率的に提供するとともに、サービスの質の向上を図る観点から、地域における子育て支援のネットワーク形成の促進や、各種のサービスが利用者に十分周知されるよう、様々な媒体を活用した情報提供が求められています。

また、地域住民の多くが子育てへの関心・理解を高め、地域全体で子育て家庭を支えることができるよう、意識啓発を進めることが必要です。

#### 【具体的事業】

| 事業名                     | 事業内容   | 担当部署    |
|-------------------------|--|---------|
| 21.子育てマップの配布            | <p>■地域の子育て中の親子に、本市の子育て施設を紹介するために乳幼児健診・訪問事業・福祉課窓口等で子育てマップを配布しています。</p> <p><input type="checkbox"/>今後の方向性<br/>         市内の子育て関連の施設等を掲載するなど、子育てマップの充実を図ります。<br/>         31年度目標…継続して実施（年間配布枚数3,500枚）</p>  | 子ども課    |
| 22.子育てに関する男女共同参画意識の普及啓発 | <p>■家庭や地域、職場など様々な分野において男女共同参画意識の浸透を図るとともに、男性も女性も従来の固定的な役割分担にとらわれず、ともに子育てに関わることができる社会づくりを進めていく必要があります。</p> <p>子育てにおける身体的・精神的負担の女性への偏重を解消するため、性別にとらわれず誰もが個性と能力を發揮でき責任も共有する男女共同参画の考え方について、広報紙による啓発を行っています。</p> <p><input type="checkbox"/>今後の方向性<br/>         子育て世代や若い世代へ男女共同参画意識の啓発を行うため、身近なテーマを題材にするなど内容や紙面の工夫を行い、意識の浸透を図ります。<br/>         セミナー、フォーラムによる意識啓発を行います。<br/>         31年度目標…継続して実施</p> | 市民協働推進課 |

## 基本施策（４）子どもの健全育成

### 【現状と課題】

地域社会における児童数の減少は、遊びを通じての仲間関係の形成や、児童の社会性の発達と規範意識の形成に大きな影響があると考えられているため、地域の方々の協力を得て、地域において児童が自主的に参加し、自由に遊べ、学習や様々な体験活動、地域住民との交流活動等を行うことが必要とされています。

### 【具体的事業】

| 事業名                 | 事業内容   | 担当部署  |
|---------------------|--|-------|
| 23.那須塩原市青少年育成市民会議活動 | <p>■青少年の健全育成は、家庭、地域社会、学校、行政などがそれぞれの責任と役割を自覚し、「子どもは地域の宝」を合言葉に相互に連携を図りながら取り組むことが重要であるとともに、市民一人ひとりが青少年健全育成への関心を高め、身近な青少年健全育成活動に参加することが必要です。</p> <p>市内の各青少年関係機関や団体は、それぞれの目的達成のために活動していますが、青少年健全育成というテーマは非常に幅が広く、単一の機関や団体の活動だけでは解決できない問題も多いことから、連携を取り合い、青少年健全育成を進めています。</p> <p>□今後の方向性<br/>今後とも情報交換を行い、連携を図りながら、青少年健全育成を進めます。<br/>31年度目標…推進に努める</p> | 生涯学習課 |

## 基本施策（５）地域における人材養成

### 【現状と課題】

幼児教育・保育の量的拡大や質の向上、地域の子ども・子育て支援の充実のために、支援の担い手が必要となります。

現在各種事業に配置されている職員や、今後子育て支援等を通じた地域への貢献を希望する方々に対して必要な研修等を提供し、職員の専門性の向上や新たな担い手の養成を図ります。

### 【具体的事業】

| 事業名                                      | 事業内容  | 担当部署 |
|--|---|------|
| 《新規》<br>24.保育士就職支援講座                     | <p>■保育士資格を有するが就労していない保育士（いわゆる潜在保育士）の保育職場への復帰を支援する研修（座学研修・保育実習・就職支援）を実施します。</p>        | 子ども課 |
|  | <p>□今後の方向性<br/>関係機関との連携を図りながら、保育士の専門性の向上と質の高い人材の確保を図ります。<br/>31年度目標…継続して実施</p>        |      |
| 《新規》<br>25.保育の質の向上のための研修事業               | <p>■保育園等に従事している職員の質の向上のための研修を実施します。</p>   | 子ども課 |
|  | <p>□今後の方向性<br/>保育に関する専門家を講師とした研修会を実施し、職員の質の向上を図ります。<br/>31年度目標…継続して実施</p>             |      |
| 《新規》<br>26.教育・保育施設等及び地域子育て支援事業の従事者養成研修事業 | <p>■市が認可する地域型保育事業所で働く保育従事者、一時預かりやファミリーサポートセンター等で従事する職員に対して、事業に従事するために必要な研修を実施します。</p> | 子ども課 |
|  | <p>□今後の方向性<br/>研修を実施することにより、職員の専門性の向上や新たな担い手の養成を図ります。<br/>31年度目標…継続して実施</p>           |      |

## 基本方針 2 援護が必要な子ども・子育て家庭への支援

### 基本施策（1）児童虐待防止対策の充実

#### 【現状と課題】

平成 25 年度の全国の児童虐待相談対応件数は 73,765 件で、統計を取り始めて以来毎年増加しており、平成 11 年度と比べると約 6.3 倍となっています。また、虐待による死亡事例が多数発生しており、平成 24 年度では 49 例・51 人となっています。

こうした中、養育支援を必要とする家庭を早期に把握し虐待の発生を予防するほか、虐待が深刻化する前の早期発見・早期対応が必要であり、その対応に介入や専門性が必要な場合は、児童相談所などの関係機関との連携を強化し遅延なく対応することが求められています。

#### 【具体的事業】

| 事業名                              | 事業内容  | 担当部署          |
|----------------------------------|---|---------------|
| 27.要保護児童対策地域協議会（児童虐待対応に関する事業）    | <p>■児童虐待の禁止・予防・早期発見・早期対応などを図るため、地域の関係機関・団体の代表者で構成される要保護児童対策地域協議会を設置し、関係機関が連携を図りながら児童虐待防止対策を推進し強化します。</p> <p>□今後の方向性<br/>関係者、関係機関との連携をさらに図り、虐待の防止・早期発見・早期対応の推進を図っていきます。<br/>31 年度目標…継続して実施</p>   | 子ども課          |
| 28.育児支援家庭訪問事業<br>【地域子ども・子育て支援事業】 | <p>■核家族化、地域社会の希薄化が進み、育児に不安やストレスを感じたり、家庭環境に問題を抱え養育機能の低下している親は不安と孤立の中で子どもに暴力を振るったり、子育てを放棄してしまうことがあります。通所型の支援では限界があるため、専門家による側面的・継続的・柔軟性のある訪問型の支援が必要となってきます。</p> <p>出産後間もない時期から訪問支援することで、養育環境の把握とともに、養育困難な家族に対し、具体的な育児指導や個々が抱える諸問題への支援が図れます。また、新生児・産婦訪問、乳幼児家庭訪問、乳児家庭全戸訪問との連携により早期に対応することができます。</p> <p>25 年度実績…訪問延件数 514 件</p> <p>□今後の方向性<br/>※「第 5 章 子ども・子育て支援事業」にて詳細を掲載</p> | 健康増進課<br>子ども課 |

|                    |  |      |
|--------------------|--|------|
| 29.児童虐待に関する相談体制の充実 | <p>■児童虐待に関する通告・相談先は、児童相談所、福祉事務所、市町村となっています。保育園や幼稚園、学校や保健センターなどの関係機関での虐待発見や相談についても関係機関に連絡することになっており、虐待への対応は、早期発見・早期対応が非常に重要となっています。</p> <p>本市においても児童虐待に関する相談が増加しており、早期対応に努めています。家庭児童相談員をはじめとする関係機関職員の虐待に関する資質の向上を図り、その相談体制の充実に努めています。</p> | 子ども課 |
|                    | <p>□今後の方向性</p> <p>虐待に関する知識の周知を図るための研修を、関係機関の関係者へ実施していきます。また、県等主催の虐待研修への参加も積極的に進めます。</p> <p>31年度目標…継続して実施</p>   |      |

## 基本施策（2）ひとり親家庭等の自立支援の推進

### 【現状と課題】

平成22年の国勢調査によると、本市の母子世帯は746世帯（一般世帯の1.6%）で、父子世帯は88世帯（一般世帯の0.2%）となっています。平成23年度全国母子世帯等調査によると、全国の母子家庭の約81%が就労しており、母自身の平均年収は223万円（うち就労収入は181万円）、父自身の平均年収は380万円（うち就労収入は360万円）となっています。また、生活保護を受給している母子世帯及び父子世帯はともに約1割となっています。このような状況から、特に母子家庭では、子育てをする上で経済的な支援が必要であるなど多くの問題を抱えている現状が見受けられます。このため、ひとり親家庭への支援は、子育て・生活支援、就業支援、経済的支援など総合的な支援を適切に実施していくことが重要です。

### 【具体的事業】

| 事業名                  | 事業内容   | 担当部署 |
|----------------------|--|------|
| 30.ひとり親家庭に対する相談体制の充実 | <p>■相談件数は増加傾向にあり、仕事や生活に関する相談のほか、子育てや子どもの進学に関する悩みなど、その内容は多様化しています。</p> <p>母子・父子自立相談員を配置し相談業務を行っていますが、相談内容に応じてハローワークや社会福祉協議会などの関係機関と連携を図っています。</p> | 子ども課 |
|                      | <p>□今後の方向性</p> <p>相談員の増員や関係機関、団体との連携の強化を図ります。</p> <p>31年度目標…継続して実施</p>   |      |

|                    |  |               |
|--------------------|--|---------------|
| 31.ひとり親家庭に対する生活支援  | <p>■ひとり親家庭の父または母の自立を促進するため、ハローワークなどと連携して、求職活動の相談や就職セミナーの斡旋などの就労支援を行っています。<br/>また、職業能力の向上を図るため、教育訓練の受講の際に必要な入学金や受講料の一部を補助し、ひとり親家庭の父または母の経済的自立を支援しています。<br/>25年度実績…支援制度利用者数 5人</p> <p>□今後の方向性<br/>就職に有利な資格の取得を促進するため、資格を取得しやすい環境を整備します。<br/>高等技能訓練促進費等給付事業を活用し、修業期間中の生活の負担と不安の軽減を図ります。<br/>31年度目標…支援制度利用者数 6人</p>                  | 子ども課          |
| 32.ひとり親家庭に対する経済的支援 | <p>■ひとり親家庭の経済的自立を支援するため、児童扶養手当の支給や、母子・寡婦・父子福祉貸付金などについての相談を行っています。<br/>また、ひとり親家庭に対し、通院や入院をした時の保険診療の自己負担額分の助成を行っています。(ひとり親家庭医療費助成制度)<br/>25年度実績…児童扶養手当受給資格者数 1,371人</p> <p>□今後の方向性<br/>児童扶養手当や貸付制度、ひとり親家庭医療費助成制度の理解を深めるため広報活動の充実を図ります。<br/>また、就業を目指した資格の取得を支援するため、高等技能訓練促進費等給付事業を活用し、修業期間中の生活の負担と不安の軽減を図ります。<br/>31年度目標…継続して実施</p> | 子ども課<br>国保年金課 |

### 基本施策（3）支援児施策の充実

#### 【現状と課題】

自閉症、学習障害（LD）、注意欠陥多動性障害（ADHD）などの発達障害を含む障害のある子どもが、その可能性を十分に伸ばし、身近な地域で安心した生活をおくるためには、年齢や障害等、一人ひとりの希望に応じた専門的な支援を充実させることが必要です。また、障害の原因となる疾病や事故を予防するための取組や、障害等の早期発見・治療を図るための、妊婦や乳幼児の健康診査などを推進することが必要です。

このため、障害の早期発見・治療のための取組を充実するとともに、乳幼児期を含む早期からの相談体制を構築し、各施設や関係機関などとの連携を図りながら切れ目のない円滑な支援につなげることが重要です。



【具体的事業】

| 事業名                     | 事業内容   | 担当部署                   |
|-------------------------|--|------------------------|
| 33.放課後児童クラブにおける支援児の受け入れ | <p>■保護者が就労などにより昼間家庭にいない児童を対象に、放課後における遊びと生活の場として放課後児童クラブを設置し、保護者などの団体に運営を委託しています。</p> <p>支援児の受け入れに関しては、指導員の研修や委託料や補助金の加算により、受け入れ体制の整備を図っています。</p> <p>25年度実績…受け入れ可能クラブ 34 か所（全クラブ）</p> <p>□今後の方向性</p> <p>支援児の受け入れに必要な指導員の研修や人員配置に係る経費について、公設民営、民設民営クラブへの委託料や補助金の加算を、継続して実施します。</p> <p>31年度目標…受け入れ可能クラブ 37か所（全クラブ）</p>  | 生涯学習課                  |
| 34.子育て支援の総合的な対応力の強化     | <p>■乳幼児期における健康や発達状態の把握、疾病の早期発見や障害に関する相談窓口の充実、子育て関係機関の連携を強化し、子育て支援の総合的な展開を図っています。また、成長段階や年齢に応じた各種健診や相談体制の充実に努めています。</p> <p>心身に重度の障害がある場合、通院及び入院をした時の保険診療の自己負担額分の助成を行っています。（重度心身障害者医療費助成制度）</p> <p>25年度実績…支援児童連携施設数 31 か所<br/>助成件数 1,321 件</p> <p>□今後の方向性</p> <p>各機関の相談体制が充実するよう、連携の強化を進めていきます。（子ども課）</p> <p>発達障害児への対応について、家庭、相談・保健機関、療育機関、医療機関、教育機関等の連携強化を図り、子どもの特性にあった支援を行います。（健康増進課）</p> <p>31年度目標…継続して実施</p> | 子ども課<br>国保年金課<br>健康増進課 |
| 35.地域のリハビリテーション体制の充実    | <p>■障害のある子どものリハビリテーションについて、障害の有無にかかわらず、地域の児童とともに関わる場を設け、その中で療育の問題を解決していくリハビリテーション体制の確立を進めています。</p> <p>□今後の方向性</p> <p>各地区で行っているリハビリテーション施設、支援内容等についての情報を把握し周知していきます。（子ども課）</p> <p>効果的に支援するために、発達障害児への対応について、家庭、相談・保健機関、療育機関、医療機関、教育機関等連携強化を図っていきます。（健康増進課）</p> <p>31年度目標…継続して実施</p>   | 子ども課<br>健康増進課          |
| 36.在宅福祉サービスの充実          | <p>■障害のある子どもが地域の中で尊厳を持ち、安心して生活していく上で必要なサービスや、家族の負担軽減を図ることができるサービスを提供できるよう、障害児通所支援、短期入所といった在宅福祉サービスの一層の充実を図っています。</p> <p>□今後の方向性</p> <p>在宅福祉サービスをより効率的に活用できるようサービスの利用方法等、個別の様々な相談に対応できる支援体制を強化していきます。</p> <p>31年度目標…継続して実施</p>  | 社会福祉課                  |

## 基本方針 3 母子保健事業の充実

### 基本施策（1）妊産婦・乳幼児に関する切れ目のない保健対策

#### 【現状と課題】

妊娠期、出産期、新生児期及び乳幼児期を通じて母子の健康が確保されるよう、既存の施策の中においても、妊産婦や乳幼児への保健対策は様々になされています。これらの母子保健対策をとおして、多様な相談に応じたり、成長段階に応じた学習機会の提供ができるよう体制の強化を図っています。

母子保健に関する情報の利活用を含めた母子保健事業間の有機的な連携体制や、地域において母子が安心して生活できるよう、切れ目のない支援が提供される母子保健対策のさらなる強化が求められています

#### 【具体的事業】

| 事業名           | 事業内容   | 担当部署           |
|---------------|--|----------------|
| 37.乳幼児訪問指導の充実 | <p>■子育て中の親は、地域の中で孤立が進み、育児の不安や悩み、産後うつや、育児の負担感や虐待の問題など、多様な問題を抱えやすい状況にあります。適時、適切に栄養、環境、疾病予防、母親のメンタルヘルスなどを含め、新生児期から訪問相談による育児支援を行い、母子の愛着形成や、虐待防止の活動を進めています。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新生児産婦訪問指導事業（助産師訪問）<br/>対象…新生児のいる世帯</li> <li>・乳幼児家庭訪問事業（保健師訪問）<br/>対象…要支援児、健診未受診児等のいる世帯</li> <li>・乳児家庭全戸訪問事業（母子保健推進員訪問）<br/>対象…生後4か月までの乳児のいる世帯</li> </ul> <p>25年度実績…乳幼児訪問指導件数 719件<br/>乳児家庭全戸訪問件数 1,015件</p> <p>□今後の方向性<br/>地域の中の育児支援者や応援者の周知を図るとともに、関係機関の連携を密にし、サポート体制の充実を図ります。<br/>31年度目標…継続して実施</p> | 健康増進課          |
| 38.妊産婦の健康支援   | <p>■不安定な状況の妊婦に対する支援のため、関係機関との連携強化が必要です。妊娠期からのきめ細かな支援による愛着の感情や母性、父性を育てることが課題になっています。</p> <p>母子健康手帳により母子の健康状態を一貫して記録し、安心安全な妊娠出産ができるよう支援しています。また、妊娠期から児童虐待の防止に努めています。</p> <p>妊娠期の経済的負担を軽減するため、妊婦健康診査助成回数を14回にして受診を促しています。また、妊娠中の医療費に対しては妊産婦医療費助成事業により母</p>  | 健康増進課<br>国保年金課 |

|                    |  |       |
|--------------------|--|-------|
|                    | <p>体・胎児の健康確保を図っています。<br/> 妊娠中の学習として母親学級を実施し、正しい知識の普及、母性意識や育児力形成を促進するとともに、父親の参加を促し父性に対する支援をしています。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・妊娠届、母子健康手帳交付、交付時妊婦保健指導、妊婦アンケート</li> <li>・妊婦健康診査助成事業、妊産婦医療費助成事業</li> <li>・母親学級</li> </ul> <p>25年度実績…母親学級参加人数 延 229人<br/> 妊婦健康診査受信者数 延 12,141人</p>  |       |
| 39.乳幼児健康診査の充実      | <p><input type="checkbox"/>今後の方向性<br/> 継続して実施していきます。<br/> 31年度目標…継続して実施</p> <p><input checked="" type="checkbox"/>乳幼児の健やかな成長のために、健康診査や相談指導を通し、疾病や異常の早期発見とともに保健指導及び育児支援に努めています。<br/> また、健康診査は、養育不良、被虐待児の早期発見、育児不安のある母親、育児支援が必要な親子に対して早期支援が可能であり、重要性が増しています。また、子育ての過程において、親が発する育てにくさのサインに気づき、関係機関と連携し、親子への適切な支援ができるよう努めています。<br/> 生涯にわたる健康習慣を身に付けるため、保護者、家族に対し学習を実施しています。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・4か月児健康診査、10か月児健康診査、1歳6か月児健康診査、2歳児歯科検診、3歳児健康診査、5歳児発達相談、先天性股関節脱臼検診</li> </ul> <p>25年度実績…健診受診率 92.0～97.1%</p> | 健康増進課 |
| 40.乳幼児・母子の健康相談支援   | <p><input checked="" type="checkbox"/>妊娠中及び育児期の親等が必要に応じて電話相談や健康相談、専門的な相談ができるよう相談しやすい体制づくりをしています。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・乳幼児健康相談、電話相談</li> <li>・乳幼児運動発達相談</li> <li>・乳幼児精神発達相談</li> </ul> <p>25年度実績…相談件数 3,758件</p>   | 健康増進課 |
| 《新規》<br>41.歯科保健の充実 | <p><input checked="" type="checkbox"/>乳幼児の歯科検診と歯科保健指導、学童期のフッ化物塗布、子育て世代への歯科保健指導を実施し、う歯予防と歯周疾患予防に努めています。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・10か月児健康診査、1歳6か月児健康診査、2歳児歯科検診、3歳児健康診査</li> <li>・三歳児よい歯のコンクール</li> <li>・フッ化塗布（小学校1～3年）</li> <li>・30歳・35歳節目健診</li> </ul>   | 健康増進課 |
|                    | <p><input type="checkbox"/>今後の方向性<br/> 母親学級に歯科保健指導を導入し、妊娠期からう歯予防、歯周疾患予防の基礎づくりの充実を図り、8020運動を推進します。<br/> 31年度目標…継続して実施</p>   |       |

|             |   |       |
|-------------|---|-------|
| 42.乳幼児の事故防止 | <p>■1歳から9歳までの子どもの死亡原因は不慮の事故が1位であり、子どもの発達と密接な関連があるため、保護者が子どもの発達を正しく理解し、的確に事故防止ができるよう支援しています。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・乳児家庭全戸訪問により、乳幼児の事故防止の冊子を配布し事故防止の普及推進</li> <li>・乳幼児健康診査の際に事故防止の指導</li> <li>・乳幼児事故防止啓発活動（4か月児健康診査、1歳6か月児健康診査）</li> <li>・SIDS（乳児突然死症候群）予防対策周知徹底</li> </ul> | 健康増進課 |
|             | <p>□今後の方向性<br/>あらゆる機会をとらえて乳幼児の事故防止を推進します。<br/>31年度目標…継続して実施</p>   |       |

## 基本施策（2）学童期・思春期から成人期に向けた保健対策の充実

### 【現状と課題】

10代の自殺や性に関する問題、やせ志向の強まり等の思春期における課題は、次世代の心身の健康づくりに直結する重大な課題であり、その大切さを早い時期から認識しておくことが思春期以降の保健対策にもつながります。

思春期における心身の健康の向上には、必要な知識や態度を身につけ、情報を自ら得るとともに、健康について前向きに考えていけるよう努めることが重要です。また、思春期の子どもの心のケアや、身体的・心理的状況の理解と行動の受け止めが出来る地域づくりが必要です。

### 【具体的事業】

| 事業名        | 事業内容   | 担当部署  |
|------------|--|-------|
| 43.思春期保健事業 | <p>■思春期における身体発育や性機能の発達等に関する正しい知識の普及を図り、健康的で豊かな人間性と社会性を持った行動がとれるよう思春期保健教育を推進しています。</p> <p>生涯にわたる健康的な生活習慣の獲得のため、喫煙・飲酒・薬物乱用等について正しい情報の提供の推進を図っています。</p> <p>25年度実績…思春期保健教育実施校 10 中学校</p> | 健康増進課 |
|            | <p>□今後の方向性<br/>母性、父性を育むために、子どもの実情に合わせた思春期保健事業を、学校との連携のもと実施していきます。<br/>31年度目標…継続して実施</p>  |       |

### 基本施策（3）食育の推進

#### 【現状と課題】

朝食欠食等の食習慣の乱れや思春期やせに見られるような心と身体の問題が子どもたちに生じていることから、食を通じて心身の健全育成を図り、豊かな人間性を育むため、様々な分野が連携しつつ、乳幼児期から発達段階に応じた食に関する学習の機会や情報提供を進めるとともに、食に関する体験活動を進めることが必要です。

また、低出生体重児の増加等を踏まえ、母親となる女性を含めた若い女性の健康の確保を図る必要があることから、子どもから大人まで継続的な食育の取り組みを進めることが必要です。

#### 【具体的事業】

| 事業名        | 事業内容   | 担当部署  |
|------------|--|-------|
| 44.食育の推進事業 | <p>■乳幼児期からの正しい食事の摂り方や望ましい食習慣の定着及び食を通じた豊かな人間性の形成心身の健全育成を図るため、保健分野や教育分野をはじめとする様々な分野が連携しつつ、乳幼児期から大人まで、食に関する学習の機会や情報の提供を実施しています。学校行事の中や特別活動の中で食に関する指導や給食に対する食事内容等の情報提供を実施しています。<br/>25年度実績…食育事業実施回数 165回</p> <p>□今後の方向性<br/>母親学級、乳幼児健康診査、乳幼児健康相談、30歳・35歳節目健診、学習会等あらゆる機会を活用し、実践活動をしていきます。<br/>31年度目標…継続して実施</p> | 健康増進課 |

### 基本施策（4）子どもの健やかな成長を見守る地域づくり

#### 【現状と課題】

近年、少子化や核家族化、生活スタイルの多様化や情報化の進展など、子育て家庭とそれを取り巻く環境は複雑に変化し、育児不安を抱える親が増えています。

子育て世代の親を孤立させない支援体制の整備と、育児を親だけの負担にせず、社会全体で子どもの健やかな成長を見守り、支えていく環境づくりが課題です。

#### 【具体的事業】

| 事業名                            | 事業内容  | 担当部署  |
|--------------------------------|---|-------|
| 《新規》<br>45.母子保健推進員・食生活改善推進員の育成 | <p>■地域の中で子育てする親を孤立させないよう、身近なところでの相談役として母子保健推進員を育成します。</p> | 健康増進課 |

|  |  |  |
|--|--|--|
|  | <p>また、子どもの食習慣はその後の健康の基礎となることから、地域の健康づくりの担い手として、生活に密着した活動を行う食生活改善推進員を育成しています。</p> <p>各推進員ともに、研修会を行い、知識・技術の習得を図り、資質の向上に努めています。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・母子保健推進員の活動（乳児家庭全戸訪問事業・乳幼児事故防止啓発活動・子育て支援活動等）</li> <li>・食生活改善推進員の活動（乳幼児の親を対象とした食育教室・小学生を対象としたおやこの食育教室）</li> </ul> |  |
|  | <p>□今後の方向性<br/>活動の場を広げ、組織活動の充実を図ります。<br/>31年度目標…継続して実施</p>   |  |

## 基本施策（５）小児医療等の充実

### 【現状と課題】

小児医療等の体制づくりは、安心して子どもを産み、健やかに育てるための環境の基盤となることから、県や近隣の市町および関係機関等との連携の下、小児医療等の充実・確保に取り組むことが必要です。

### 【具体的事業】

| 事業名       | 事業内容   | 担当部署  |
|-----------|--|-------|
| 46.小児救急医療 | <p>■小児医療体制は、安心して子どもを産み、育てるための基盤となるものであることから、小児医療の充実・確保に取り組むこと、特に小児救急医療について、都道府県、近隣市町及び関係機関との連携のもと、基盤整備に取り組んでいます。</p> <p>25年度実績…那須地区夜間急患診療 2か所<br/>休日在宅当番医制度 3地区<br/>小児救急拠点病院 2病院</p> <p>□今後の方向性<br/>31年度目標…継続して実施</p>  | 健康増進課 |
| 47.周産期医療  | <p>■妊婦健康診査の充実と、妊産婦医療費助成により、早産児、低出生体重児、未熟児出生の減少を図っています。</p> <p>県の周産期医療システムのもと、各周産期医療機関との連携強化に取り組んでいます。</p> <p>低体重出生児の届出の受理、未熟児養育医療の給付、養育支援連絡票等により、医療機関との連携に基づく出生後早期の支援に努めています。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・妊娠届の早期提出や妊婦健康診査受診の徹底、母性健康管理指導事項連絡カードの周知</li> <li>・総合周産期母子医療センター、地域周産期医療機関等との連携</li> <li>・養育医療の給付</li> <li>・低体重出生児の届出の受理</li> </ul> <p>25年度実績…養育医療の給付人数 26人</p> | 健康増進課 |

|                       |   |       |
|-----------------------|---|-------|
|                       | <input type="checkbox"/> 今後の方向性<br>妊婦健康診査の受診の徹底と、妊娠中の健康情報の提供を行っていきます。<br>31年度目標…継続して実施  |       |
| 48.こども医療費助成制度         | <input checked="" type="checkbox"/> こどもの疾病の早期発見と治療の促進及び子育て家庭への経済的支援をするために、平成25年度から18歳（高校3年生）までのこどもの保護者に対して、通院や入院をした時の保険診療の自己負担分を助成しています。また、3歳未満のこどもに加え、3歳～6歳までの未就学児に対しても、平成22年度から窓口で保険診療自己負担分を支払わずに受診ができる、現物給付を行っています。<br>25年度実績…助成対象者 19,543人<br>助成件数 178,229件 | 国保年金課 |
|                       | <input type="checkbox"/> 今後の方向性<br>安定した制度運営のために、適正受診等のPRに努めます。<br>31年度目標…継続して実施   |       |
| 《新規》<br>49.妊産婦医療費助成事業 | <input checked="" type="checkbox"/> 妊産婦の疾病の早期発見と治療の促進のために、妊娠の届出をした月の初日から出産（流産及び死産を含む）した日の翌月の末日までに通院や入院をした時の保険診療自己負担分の医療費を助成する制度です。  | 国保年金課 |
|                       | <input type="checkbox"/> 今後の方向性<br>安定した制度運営のために、適正受診等のPRに努めます。<br>31年度目標…継続して実施   |       |
| 《新規》<br>50.予防接種事業     | <input checked="" type="checkbox"/> 予防接種法に基づき、関係機関と連携をしながら、適正かつ効率的な予防接種の実施、健康被害の救済及び住民への情報提供を行います。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 定期予防接種の実施</li> <li>・ 予防接種等に関する情報提供</li> <li>・ 未接種者に対する接種勧奨の実施</li> </ul>  | 健康増進課 |
|                       | <input type="checkbox"/> 今後の方向性<br>定期予防接種の適正な実施と、接種率向上のため、予防接種に関する情報提供や、未接種者への勧奨を実施します。<br>31年度目標…継続して実施  |       |

## 基本施策（6）不妊治療対策

### 【現状と課題】

近年の結婚年齢、妊娠・出産年齢の上昇や医療技術の進歩に伴い、不妊治療を受ける方の数が増加しています。一方で、年齢が高くなるほど、妊娠に伴う様々なリスクが高くなる傾向があるとともに、出産に至る確率も低くなることが明らかになっています。しかしながら、こうした事実を知らなかったことなどにより、結果として不妊治療を受けることになった方や、治療の開始が遅れてその効果が出にくくなった方もいると見られています。

こうしたことから、当事者である夫婦が希望する妊娠・出産を実現するために、経済的負担の軽減及び不妊に関するそれぞれの悩みに応じた相談・支援を受けられる体制を整えることが重要です。

### 【具体的事業】

| 事業名          | 事業内容  | 担当部署  |
|--------------|---|-------|
| 51.不妊治療費助成制度 | <p>■特定不妊治療（体外受精・顕微授精）に対しては、県の特定不妊治療費助成事業により、治療費の一部が助成されます。市では、県の助成額を越える分や、医療保険が適用されない不妊治療について助成を行い、経済的負担の軽減を図っています。</p> <p>不妊に関する医学的相談や不妊による心の悩みの相談等については、専門機関である「栃木県不妊専門相談センター」等の周知を図っています。</p> <p>25年度実績…不妊治療費助成件数 95件</p> <p>□今後の方向性</p> <p>早期治療、相談の勧奨と不妊に関する助成事業等の周知徹底を図ります。</p> <p>31年度目標…継続して実施</p> | 健康増進課 |



## 基本方針 4 仕事と家庭生活の両立の支援

### 基本施策（1）働き方の見直しに関する意識啓発

#### 【現状と課題】

男女がともに豊かで潤いのある生活ができるように、地域の実情に応じ、関係者、関係団体が相互に密接に連携、協力し合いながら、雇用環境の改善・整備に関する支援施策について周知する取組を進めていくことが必要です。

#### 【具体的事業】

| 事業名          | 事業内容  | 担当部署  |
|--------------|---|-------|
| 52.企業への意識啓発  | <p>■労働者の働き方の見直しを推進するためには、まず企業が子育てしやすい職場環境の整備をする必要があります。<br/>事業所内保育施設の整備や育児休暇等の取得、子育て期間中の短時間勤務など、子育てをしやすい職場環境の整備推進の呼びかけや広報啓発を行っています。</p> <p>□今後の方向性<br/>より多くの事業所が一般事業主行動計画を策定するよう働きかけていきます。<br/>一般事業主行動計画を策定するなど、子育て支援に積極的な事業所を広報やホームページで公表するなど、関係機関と連携を図りながら支援していきます。<br/>31年度目標…継続して実施</p> | 商工観光課 |
| 53.労働者への意識啓発 | <p>■労働者の働き方の見直しを推進するためには、環境を整備するだけでなく、個々の労働者の意識啓発を推進する必要があります。<br/>そのために、育児休暇や介護休暇などの取得を促す呼びかけや広報活動を行うとともに、男性が子育てに関わる必要性を伝えていきます。</p> <p>□今後の方向性<br/>31年度目標…継続して実施</p>  | 商工観光課 |

## 基本施策（２）仕事と子育ての両立支援の推進

### 【現状と課題】

誰もがやりがいや充実感を感じながら働き、子育ての時間や、家庭、地域、自己啓発等にかかる個人の時間をもつことで、健康で豊かな生活が送れる社会の構築が求められています。

また、働く女性や共働き世帯が増え、就労形態も多様化するなど、個人のライフスタイルや価値観も多様化しています。このため、働きたい人が仕事と生活を両立させるためには、仕事や子育て、家庭生活などバランスのとれた環境が必要であり、子育て支援などの社会的基盤の整備やワーク・ライフ・バランスを実現するための職場環境の改善、労働者・事業主の意識啓発など多面的な取組の推進が求められています。

### 【具体的事業】

| 事業名                               | 事業内容   | 担当部署                      |
|-----------------------------------|--|---------------------------|
| 54.企業における両立支援                     | <p>■男女がともに子育てと仕事が両立できるよう、育児休業制度の普及・定着を促進するとともに、労働時間の短縮など、労働条件の改善について、国、県等と連動し事業主等への要請を図っていきます。</p> <p>□今後の方向性<br/>母子健康手帳交付時に就業している妊婦の場合、母性健康管理指導事項連絡カードの活用について情報提供を継続し実施します。また、育児休業制度活用状況の把握に努めます。<br/>性別にかかわらず個性と能力を発揮できる働きやすい職場づくりに積極的に取り組んでいる事業者を称え、表彰し、ワーク・ライフ・バランスの普及を図ります。<br/>(市民協働推進課)<br/>31年度目標…継続して実施</p> | 健康増進課<br>商工観光課<br>市民協働推進課 |
| 《新規》<br>55.子育て支援を推進している企業の優遇制度の検討 | <p>■企業の子育て支援に取り組む意欲を高めることを目的として、子育てにやさしい活動を行っている企業を認定・表彰し、さらに認定・表彰された企業については、市の制度で優遇できるように関係課と調整に努めます。</p> <p>□今後の方向性<br/>市の入札参加資格者の格付け等において、認定・表彰された企業を優遇し、企業における子育て支援を実効性のあるものとします。<br/>31年度目標…継続して実施</p>  | 子ども課                      |
| 56.地域における両立支援                     | <p>■仕事と子育ての両立を支援するため、生活の基盤である地域における子育て環境を整備していくものです。子育て支援に関わる多様な活動主体のネットワーク化やNPO・ボランティア団体との協働の仕組みづくり、地域における子育て支援に対する意識の高揚などを行っています。</p> <p>□今後の方向性<br/>地域における子育て支援活動に関する情報収集や人材</p>  | 子ども課                      |

|               |   |                           |
|---------------|---|---------------------------|
|               | <p>の発掘、養成などを進めます。</p> <p>また、多様な活動主体の交流を促進するための環境整備について、他の子育て支援施策と併せて総合的に検討します。</p>  |                           |
| 57.家庭における両立支援 | <p>■仕事と子育ての両立支援を推進する中で、最も重要な部分として夫婦間での子育てに対する意識改革が必要であり、様々なライフステージでお互いがバランスを取り合って子育てをしていくことが大切です。</p> <p>そのため、夫婦がお互いに協力して子育てをしていく環境を育むための広報活動を進めています。</p> <p>□今後の方向性</p> <p>ワーク・ライフ・バランスの必要性やメリットについて、広報紙やホームページ、フォーラム等で情報発信するほか、ワーク・ライフ・バランスに関するセミナーを実施するなどの意識啓発を図ります。</p> <p>31年度目標…継続して実施</p>  | 市民協働推進課                   |
| 58.父親の育児参加促進  | <p>■女性の社会進出が進み、今や、子どもを持つ女性の半数以上が就労していますが、男性の意識改革が伴わず、育児や家事が女性にとって大きな負担となっています。そこで、男女共同参画意識のさらなる高揚を図るとともに男性の家事や育児への参加促進を図るための啓発事業が必要です。</p> <p>保健センターで実施している母親学級を活用して、母親だけではなく父親の参加も呼びかけ、育児参加や育児のためのコミュニケーションを図る場を多く設ける事業展開を図っています。また、公民館事業として父親学級を開催するなど、広報等を通じて育児参加促進を図っています。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・父子手帳の配布（母子健康手帳交付時）</li> <li>・母親学級の中で、親になること、パパの妊婦体験等を実施</li> </ul> <p>25年度実績…母親学級の父親参加人数 36人</p> <p>□今後の方向性</p> <p>仕事と子育ての両立の必要性を理解してもらうための啓発の促進とともに、より多くの学習の機会の提供ができるよう努めます。（生涯学習課）</p> <p>妊婦及び未来の父親に対し学習内容の充実を図ります。（健康増進課）</p> <p>広報紙やホームページ、セミナー、フォーラム等で、男性の視点に立った男女共同参画の意識啓発を行い、男性の家事や育児への参加を促します。（市民協働推進課）</p> <p>31年度目標…継続して実施</p> | 生涯学習課<br>健康増進課<br>市民協働推進課 |

## 基本方針 5 教育環境の整備

### 基本施策（1）次代の親の育成

#### 【現状と課題】

家庭を築くこと及び子どもを産み育てることの意義に関する教育・広報・啓発について、各分野が連携しつつ、効果的な取組を推進することが必要です。また、家庭を築き、子どもを産み育てたいと思う男女が、その希望を実現することができるようにするため、地域社会の環境整備を進めることが必要です。

#### 【具体的事業】

| 事業名               | 事業内容   | 担当部署 |
|-------------------|--|------|
| 59.子育てサポーターの養成・配置 | <p>■女性の社会進出や核家族化、少子化が進展している今日、身近に子育ての相談相手が少ないことから、不安や負担を感じる親が増えています。このような親たちに対し、子育ての相談や情報提供の充実を図るため、子育て中の身近な相談相手として子育てサポーターとなる人材の発掘と養成を進めています。</p> <p>25年度実績…養成講座開催 2回<br/>サポーター認定人数 14人</p> | 子ども課 |
|                   | <p>□今後の方向性</p> <p>子育ての相談や情報提供の充実を図るため、子育て中の身近な相談相手として、子育てサポーターとなる人材の発掘と養成を進めていきます。</p> <p>31年度目標…継続して実施</p>  |      |
| 60.中高生の乳幼児ふれあい体験  | <p>■中高生が赤ちゃんといれあい、関わることは、他者に関する関心、共感能力を高め、赤ちゃんに対する愛着の感情を醸成することができます。</p> <p>現在、本市では、ボランティアサマースクールの一環として、毎年夏休み期間中に実施しています。</p> <p>25年度実績…保育園での中高生受入れ人数165人</p>                                | 子ども課 |
|                   | <p>□今後の方向性</p> <p>引き続き、全市の中高生を対象に、様々な機会において赤ちゃんといれあいができるような機会を確保していきます。</p> <p>31年度目標…継続して実施</p>   |      |

## 基本施策（２）子どもの生きる力の育成に向けた学校教育環境等の整備

### 【現状と課題】

次代の担い手である子どもが個性豊かに生きる力をのばしていくことができるよう、学校教育環境等の整備に努めることが必要です。

### 【具体的事業】

| 事業名           | 事業内容  | 担当部署  |
|---------------|---|-------|
| 61.確かな学力の向上   | <p>■子どもが社会の変化の中で主体的に生きていくことができるよう、知識・技能はもとより学ぶ意欲、思考力、表現力、問題解決能力等まで含めた確かな学力を身に付けさせることが重要です。そのため、子ども、学校及び地域の実態を踏まえて創意工夫し、子ども一人ひとりに応じたきめ細かな指導の充実や外部人材の協力による学校の活性化等の取り組みを推進しています。また、豊かな国際性と国際的に通用するコミュニケーション力を身に付けた児童生徒の育成を目指し、英語教育を推進しています。</p> <p>□今後の方向性<br/>事業の充実に努めます。<br/>31年度目標…継続して実施</p>   | 学校教育課 |
| 62.豊かな心の育成    | <p>■豊かな心を育むため、指導方法や指導体制の工夫改善等を進め、子どもの心に響く道徳教育の充実を図るとともに、地域と学校との連携・協力による多様な体験活動を推進する等の取り組みを行っています。また、いじめ、少年非行等の問題行動や不登校に対応するために、専門的な相談体制の強化、学校、家庭、地域及び関係機関との連携を図っています。</p> <p>□今後の方向性<br/>事業の充実に努めます。<br/>31年度目標…継続して実施</p>  | 学校教育課 |
| 63.健やかな体の育成   | <p>■子どもの体力が低下傾向にあり、生活習慣の乱れや肥満の増加等の現代的課題が指摘されている現状を踏まえ、子どもが生涯にわたって積極的にスポーツに楽しむ習慣、意欲及び能力を養成するため、優れた指導者の育成及び確保、指導方法の工夫及び改善等を図り、体育の授業を充実させています。また、子どもが自主的に様々なスポーツに親しむことができる運動部活動についても、外部指導者の活用や地域との連携の推進等により改善し、充実させる等、学校におけるスポーツ環境の充実を図っています。また、子どもの生涯にわたる心身の健康の保持増進に必要な知識や適切な生活習慣等を身に付けさせるための健康教育を推進しています。</p> <p>□今後の方向性<br/>事業の充実に努めます。<br/>31年度目標…継続して実施</p> | 学校教育課 |
| 64.信頼される学校づくり | <p>■学校教育がその機能を十分果たすためには、学校が保護者や地域社会に信頼されるのはもちろんのこと、何よりもその学校に在学する児童生徒に信頼されなくてはなりません。そのためには、児童生徒の実態や要望、保護者や教師の願いなどに基づき、各学校が何を重点的に取り組むのかを明確にし、学校組織としての取り</p>   | 学校教育課 |

|                    |   |               |
|--------------------|---|---------------|
|                    | <p>組みや家庭・地域とも協働して取り組んでいく必要があります。</p> <p>このため、学校評議員制度の活用等により、地域及び家庭と学校との連携・協力や、学校評価の充実を図っています。</p>   |               |
|                    | <p><input type="checkbox"/>今後の方向性</p> <p>事業の充実に努めます。</p> <p>31年度目標…継続して実施</p>   |               |
| 65.小学校と連携した幼児教育の充実 | <p>■幼稚園や保育園の就学前の教育と小学校教育の連携を図ることにより、連続した教育活動の中で子どもたちのより良い成長を支援することができるようになります。</p> <p>現在、本市では、小学校の行事や授業参観に園児や保育者が参加したり、幼稚園、保育園の保育者と小学校教諭による話し合いの会を開催するなど、幼稚園、保育園及び学校が地域的な交流を進めています。</p>   | 学校教育課<br>子ども課 |
|                    | <p><input type="checkbox"/>今後の方向性</p> <p>これまでの連携のあり方を再点検し、子ども一人ひとりの実態及び指導状況等の連携を密に取りながら個々の良さを伸ばす指導体制づくりに努めていきます。</p> <p>31年度目標…継続して実施</p>   |               |
| 66.幼児教育の充実         | <p>■幼児教育の充実のため、幼児教育についての情報提供を進め、幼児期の成長の様子や大人の関わり方について保護者や地域住民等の理解を深めることが必要です。</p> <p>栃木県においては、幼児教育のさらなる充実と振興を図るため、21世紀の本県教育の指針となる「とちぎ教育振興ビジョン」が策定されています。</p>  | 子ども課          |
|                    | <p><input type="checkbox"/>今後の方向性</p> <p>幼稚園における教育から小学校における教育へ円滑に移行できるよう、幼稚園と小学校との連携を図る体制を構築することが必要であるため、これらを含め幼稚園の教育活動及び教育環境の充実、幼稚園における子育て支援の充実、幼稚園や保育園と小学校との連携の推進等幼児教育の振興に関する政策プログラムを策定することを検討していきます。</p> <p>さらに、幼稚園に就園する子どもを持つ家庭の経済的負担の軽減と幼児教育の充実のため、引き続き幼稚園就園奨励費の補助事業を進めていきます。</p> <p>31年度目標…継続して実施</p> |               |

### 基本施策（3）家庭や地域の教育力の向上

#### 【現状と課題】

学校・家庭・地域がそれぞれの役割・責任を自覚し、連携・協力し、地域社会全体で子どもを育てる観点から、家庭や地域の教育力を総合的に高め、社会全体の教育力の向上を目指す必要があります。

#### 【具体的事業】

| 事業名                 | 事業内容   | 担当部署          |
|---------------------|--|---------------|
| 67.家庭教育の支援          | <p>■家庭教育は、すべての教育の出発点であり、子どもの成長や人格形成に大きく関わるものです。家庭教育は、親の責任のもと、日常生活の中で無意識的・意図的に行われる教育活動です。そのため、親の資質・教育力の向上が求められます。家庭教育の充実は、次代を担う子どもたちの健全育成を図る上で欠かすことのできないものです。それを踏まえ、本市では、より多くの親への家庭教育支援を目指して、あらゆる機会をとらえて、家庭教育に関する学習の機会の提供を行っています。</p> <p>現在、本市では、幼稚園、保育園、小・中学校、教育委員会、公民館などが主催する各種家庭教育講座を実施しています。</p> <p>25年度実績…家庭教育支援事業実施回数 276回<br/>実施箇所 38か所</p> <p>□今後の方向性<br/>親への学習機会の拡充、内容の充実を図り、すべての親への家庭教育支援を目指し、家庭教育学級・家庭教育支援事業の効果的な展開を図ります。また、子育て支援団体の育成や地域ぐるみの子育て支援の環境づくりのため、各課、団体との連携を強化していきます。</p> <p>31年度目標…継続して実施</p> | 生涯学習課<br>子ども課 |
| 68.家庭教育オピニオンリーダーの育成 | <p>■子育て支援ボランティアとして、家庭教育オピニオンリーダーが地域活動を展開しています。これは、子育ての先輩として、家庭教育の指導者として、県主催の指導者養成研修を受けた人たちが、ボランティア団体として自主的に、あるいは教育委員会と連携しながら、学校・公民館等の家庭教育講座、サロン活動や就学時健康診断において子どものしつけや教育、家族のあり方、悩みごとなどの家庭に関する相談にのったり、親同士の話し合いにより、自分の子育てを振り返り、気付いたりできる場を設け子育てをサポートしています。</p> <p>現在、本市では、3団体40人の家庭教育オピニオンリーダーが子育て支援のボランティア活動を行っています。</p> <p>25年度実績…オピニオンリーダー登録者数 30名</p> <p>□今後の方向性<br/>今後は、母親・父親向けに子育て講座の機会をより多く提供できるよう、家庭教育オピニオンリーダーとの連携をさらに深め、家庭教育支援事業への協力と団体の活躍の場の拡充を図っていきます。</p> <p>また、家庭教育オピニオンリーダーの後継者の育成に</p>                 | 生涯学習課         |

|  |   |  |
|--|---|--|
|  | <p>努め、地域で子育て支援に関わることのできる人材の確保とともに、効果的に活躍できる場を開拓することにより、さらなる家庭教育の充実を図ります。</p> <p>31年度目標…継続して実施</p> |  |
|--|---|--|

## 基本施策（４）子どもを取り巻く有害環境対策の推進

### 【現状と課題】

書籍やテレビ、インターネットなど、様々なメディア上の性や暴力等の有害情報については、子どもに対する悪影響が懸念される状況にあります。また、スマートフォン等の普及に伴い、子どもたちにとってインターネットがより身近になったことにより、長時間利用による生活リズムの乱れや有害サイトを通じた犯罪、インターネット上のいじめ等が問題になっています。

子どもたちがこうした有害情報等に巻き込まれないよう、地域、学校および家庭における情報モラル教育を推進することが必要です。

### 【具体的事業】

| 事業名       | 事業内容  | 担当部署  |
|-----------|---|-------|
| 69.環境浄化活動 | <p>■子どもの健全な成長は市民の願いですが、最近の子どもを取り巻く環境には様々な有害なものがあり、青少年健全育成のため、啓発運動や子どもに有害な環境を浄化する活動の推進が必要となります。</p> <p>一般書店やコンビニエンスストア等で、性や暴力等に関する過激な情報を内容とする図書等が販売され、街中には、看板等による有害情報があふれており、子どもに対する悪影響が懸念されるため、関係機関・団体やボランティア等の地域住民と連携・協力して関係業界に対する自主的措置を働きかけ、地域社会における浄化活動を推進しています。</p> <p>25年度実績…街頭指導活動回数 417回</p> <p>□今後の方向性</p> <p>少年指導相談員及び少年指導員の巡回時または年2回の立入調査時に図書区分陳列等や、インターネットカフェ等の事業所にフィルタリングの活用、有害図書類を青少年に販売しないなど、取り扱い業者に引き続き協力を求めています。</p> <p>有害自販機を減少させるために、設置事業者に自販機設置のための土地を提供しないよう、土地提供者の協力を得るよう依頼します。</p> <p>31年度目標…継続して実施</p> | 生涯学習課 |



## 基本方針6 子育てにやさしい生活環境の整備

### 基本施策（1）安心して外出できる環境の整備

#### 【現状と課題】

妊産婦や子ども、子育て家庭等すべての人が安心して外出できるよう、既存の道路や公共施設等のバリアフリー化を推進することが必要です。

また、子どもを交通事故から守るため、関係機関・団体との連携・協力体制の強化を図り、総合的な交通事故防止対策を推進することが必要です。

#### 【具体的事業】

| 事業名                 | 事業内容   | 担当部署  |
|---------------------|--|-------|
| 70.歩道の整備            | <p>■子どもや子育て家庭が安心して移動することができるようにするには、安全で歩きやすい歩道の確保やゆとりある歩行者空間をつくる必要があります。歩道の段差などがベビーカーや自転車の通行の妨げになることが多いため、歩道のバリアフリー化に向けた取り組みを推進しています。</p> <p>25年度実績…市歩道整備延長 649m</p> <p>□今後の方向性<br/>事業費を確保し、継続して歩道の整備に取り組みます。<br/>31年度目標…継続して実施</p>  | 道路課   |
| 71.人にやさしいまちづくり      | <p>■栃木県においては、すべての県民があらゆる施設を円滑に利用できるよう、平成12年10月に「栃木県ひとにやさしいまちづくり条例」が制定され、本市においても、公共施設等を快適に過ごせるようバリアフリーのまちづくり推進に努めています。さらに、高齢者や障害者を含むすべての人が、安全で快適な暮らしができる生活環境を整備するため、民間の公共的建築物の新築等を行う場合に「栃木県ひとにやさしいまちづくり条例」の基準を遵守したバリアフリー化の実施指導を行い、地域の活性化及び人にやさしいまちづくりを推進しています。</p> <p>25年度実績…条例の適合件数 11件</p> <p>□今後の方向性<br/>継続して事業を実施します。<br/>31年度目標…継続して実施</p> | 建築指導課 |
| 72.子育てに優しい公共施設の整備推進 | <p>■公共施設等において、ベビーベッド、ベビーチェア、ゆったりした化粧室、授乳室の設置など、子育て世帯が安心して利用できる公共施設の整備を推進しています。</p> <p>□今後の方向性<br/>継続して事業を実施します。<br/>31年度目標…継続して実施</p>  | 各担当課  |
| 73.交通安全教育の推進        | <p>■現在、本市では、小学校、保育園、幼稚園等で交通安全教育を実施しています。子どもたちが巻き込まれる交通災害は、子どもたち側の不注意だけでなく、車を運転する側の過失によるものも後を絶たない状況です。</p>  | 生活課   |

|  |  |  |
|--|--|--|
|  | 25年度実績…交通安全教室開催件数 42回<br>参加者 4,483人  |  |
|  | □今後の方向性<br>交通教育指導員等の増員や警察署との連携を密にしながら交通安全教室の充実を図り、実施依頼のない学校や保育園・幼稚園などに働きかけて積極的に取り組みます。<br>31年度目標…交通安全教室開催件数 250回<br>参加者 8,000人 |  |

## 基本施策（2）子どもたちの安全の確保

### 【現状と課題】

子どもを犯罪等の被害から守るため、関係機関・団体による犯罪等の情報交換や防犯講習の実施等により「自分のまちは自分で守る」という意識の高揚を図り、安全で住みよい地域環境を確保していく必要があります。

### 【具体的事業】

| 事業名                       | 事業内容  | 担当部署           |
|---------------------------|---|----------------|
| 74.子どもたちの安全の確保            | <p>■子どもを犯罪の被害から守るため、防犯ブザーの配布を行っています。<br/>また、子どもが被害に遭うおそれがある場面を想定し、その際における具体的対応方法や防犯ブザー、ホイッスル等防犯機器の活用方法等、緊急避難場所の利用方法の指導に努めています。<br/>また、平成26年度に通学路交通安全対策プログラムを策定し、関係機関と連携し3年に1回市内全域の通学路の安全点検を実施することにしました。<br/>25年度実績…防犯ブザー保有率 100%</p> <p>□今後の方向性<br/>各学校に対して、防犯ブザーの携行や使用方法について、児童に指導徹底するよう働きかけます。<br/>子どもが被害に遭わないように、学校や家庭で防犯指導を推進するほか、教員やPTA、自治会による登下校時のパトロールや通学路の点検を実施し、地域で子どもの安全を確保するとともに、警備会社等が提供する防犯対策サービスを利用する家庭に対し、費用の一部を助成することで、防犯対策に係る家庭の負担軽減に努めます。また、広報等を利用した啓発活動や警察等の関係機関と連携し指導を行うなど、子どもたち自身の防犯に対する意識を高めるように努めます。<br/>31年度目標…継続して実施</p> | 教育総務課<br>学校教育課 |
| 75.「子どもを守る家」・「あんしん家」の設置推進 | <p>■現在、本市における各小学校区に多くの「子どもを守る家」・「あんしん家」が、地域の協力のもとに設置されており、子ども達が何かあった場合、安心して駆け込めるとともにステッカーが不審者に対して抑止力にもなっています。<br/>子どもたちが、学区や通学路のどこに、「子どもを守る家」や「あんしん家」が設置されているかを知らせるため、各学校で安全マップを作成し、入学式などで説</p>   | 生涯学習課          |

|                |   |     |
|----------------|---|-----|
|                | <p>明しています。<br/>25年度実績…設置件数 1,545件</p> <p>□今後の方向性<br/>より多くの市民・事業所に協力が得られるよう働きかけていきます。<br/>さらに、「子どもを守る家」や「あんしん家」と関係機関が協力して、学区のセーフティネットを構築していきます。<br/>31年度目標…設置件数 1,680件</p>   |     |
| 76.防犯ネットワークの構築 | <p>■自治会や商店街、あるいはNPOが、それぞれ地域の実情に沿って、防犯活動に取り組んでいけるよう支援しています。<br/>犯罪のない安心・安全なまちづくりを進めていくために、それぞれの団体や地域の横の連携がさらに深まるよう支援しています。<br/>25年度実績…自主防犯団体数 75団体</p> <p>□今後の方向性<br/>自主防犯団体の育成や活動の継続化及び警察をはじめ関係機関、団体との連携強化や情報の共有化を促進し、有効性、効率性の強化を図っていきます。<br/>31年度目標…自主防犯団体数 80団体</p>               | 生活課 |
| 77.防犯灯の整備の援助   | <p>■防犯灯の設置は、道路を明るくして、住民に安心感を与えたり、目撃を容易にしたり、犯人の心理に働きかけて犯罪を防止する効果があります。自治会等と連携しながら、必要な場所に防犯灯の整備を推進して、子どもの安全確保と安心・安全なまちづくりに努めています。<br/>25年度実績…設置数 374 灯 維持数 7,778 灯</p> <p>□今後の方向性<br/>今後とも自治会等の自主的な取り組みを推進し、「地域の安全は地域住民自らの手で守っていくという」自覚を高めていきます。<br/>31年度目標…設置数 150 灯 維持数 8,500 灯</p> | 生活課 |

## 基本方針7 子どもの貧困対策の推進

### 基本施策（1）教育の支援

#### 【現状と課題】

家庭の経済状況に関わらず、学ぶ意欲と能力のあるすべての子どもが質の高い教育を受け、能力や可能性を最大限伸ばすことは、一人ひとりの豊かな人生の実現には不可欠なことです。

そのため、学校教育による学力の保障、福祉との連携、経済的支援を通じて、総合的に施策を推進するとともに、教育の機会均等を保障するため、教育費負担の軽減を図ることが重要です。

#### 【具体的事業】

| 事業名                         | 事業内容  | 担当部署          |
|-----------------------------|---|---------------|
| 《新規》<br>78.学校を拠点とした総合的な貧困対策 | <p>■学校を子どもの貧困対策のプラットフォームと位置付け、総合的に子どもの貧困対策を展開することが求められています。学校教育における学力保障、学校を窓口とした福祉関連機関等との連携を図る必要があります。</p> <p>□今後の方向性<br/>家庭環境に左右されず、学校に通う子どもの学力が保障されるよう指導體制の充実に努めます。<br/>学校を窓口として、早期の段階で生活支援や福祉制度につなげていくことができるよう福祉と教育の連携に努めます。<br/>31年度目標…継続して実施</p> | 学校教育課         |
| 《新規》<br>79.地域における学習支援       | <p>■生活困窮家庭の子どもの学力向上を図るために、放課後や休日における学習支援に努めます。そのためには、地域による学習支援等の一層の促進・充実を図ります。</p> <p>□今後の方向性<br/>学習支援においては、ボランティア、NPO法人、団体などと連携し、地域の拠点となる施設などにおいて学習の支援を行えるよう調整を進めます。<br/>また、学習支援を基本とする生活困窮者などの子どもの居場所づくりを推進する必要があります。<br/>31年度目標…継続して実施</p>          | 子ども課<br>社会福祉課 |
| 《新規》<br>80.就学援助             | <p>■経済的理由により、就学困難と認められる児童・生徒及び特別支援学級に在籍する児童・生徒の保護者に対し、学用品費等を支給し援助を行っています。</p> <p>□今後の方向性<br/>義務教育段階における子どもの貧困対策として、継続して就学に関わる経済的援助を行っていく必要があります。さらに、支援を必要とする者と就学援助の制度をつなぐ体制の充実を図っていきます。<br/>31年度目標…継続して実施</p>   | 学校教育課         |
| 《新規》<br>81.奨学金貸与事業          | <p>■能力があるにもかかわらず、経済的理由により、高校、大学に進学することが困難な者に対し学資を貸し付け、広く人材を育成するための事業です。</p>   | 教育総務課         |

|  |  |  |
|--|--|--|
|  | <input type="checkbox"/> 今後の方向性<br>意欲と能力のある学生が経済的状況に関わらず修学の機会を得られるよう制度の充実に努めます。<br>31年度目標…継続して実施 |  |
|--|--|--|

## 基本施策（２）生活の支援

### 【現状と課題】

貧困の状況にある子どもは、様々な不利を負うばかりでなく、その家庭においては生活が不安定な状況にあることがあります。そのため、生活に関わる包括的な自立に向けた支援等が必要となってきます。

さらに、社会的に孤立して必要な支援が受けられず、一層困難な状況に置かれることから、相談事業の充実や居場所づくり等の対策を図る必要があります。

また、生活保護法や生活困窮者自立支援法といった関連法制を一体的に捉えて施策を推進することが必要です。

### 【具体的事業】

| 事業名                       | 事業内容   | 担当部署          |
|---------------------------|--|---------------|
| 《新規》<br>82.ひとり親家庭の自立支援    | <p>■母子・父子自立支援員を配置し、ひとり親家庭の自立支援に向けた様々な相談を行っています。さらに、自立に向けては、ハローワークや社会福祉協議会等の関係機関と連携をとりながら支援にあたっています。</p> <p><input type="checkbox"/>今後の方向性<br/>生活困窮者自立支援法に基づく自立支援事業の推進、ひとり親家庭が安心して子育てしながら生活できる環境の整備を図っていきます。<br/>31年度目標…継続して実施</p>  | 子ども課<br>社会福祉課 |
| 《新規》<br>83.貧困家庭に対する保育の確保  | <p>■保育所に入所する児童を選考する場合には、生活保護受給者及びひとり親家庭を保育所の入所の必要性が高いものとして、優先的に入所できるよう配慮しています。</p> <p>また、子育てと就業の両立を図るために、延長保育、一時保育（一時預かり）、休日保育、ファミリーサポートセンター事業といった子育て支援サービスを提供しています。</p> <p><input type="checkbox"/>今後の方向性<br/>保育所の優先入所の充実に図るとともに、有料の延長保育、一時保育（一時預かり）、休日保育、ファミリーサポートセンターを利用する際の経済的負担の軽減を検討する必要があります。<br/>31年度目標…継続して実施</p> | 子ども課          |
| 《新規》<br>84.那須塩原市母子寡婦福祉連合会 | <p>■ひとり親家庭や寡婦家庭等、同じ境遇の人が交流し、親睦を深め、生活の向上を図るための活動を行っています。また、ひとり親家庭の学習支援の事業も行っています。</p>   | 子ども課<br>社会福祉課 |

|                 |   |               |
|-----------------|---|---------------|
|                 | <input type="checkbox"/> 今後の方向性<br>貧困家庭の社会的な孤立を防ぐためにも、情報交換や相互扶助といった活動は今後も重要となってきます。さらに、このような活動を行う団体等との連携を深め、実情に合った事業を展開する必要があります。<br>31年度目標…継続して実施  |               |
| 《新規》<br>85.住宅支援 | <input checked="" type="checkbox"/> ひとり親家庭を対象とした母子・父子・寡婦福祉資金貸付金のメニューにある住宅資金（住居の建築等の建築に必要な資金）や転宅資金（住居の転宅に必要な資金）の貸し付けを通じてひとり親家庭の住宅支援を行っています。また、生活困窮者においては住宅支援給付金を給付し、住宅支援を行っています。<br>ひとり親家庭には、県営住宅や市営住宅の入居者選考における優遇制度が設けられています。 | 子ども課<br>社会福祉課 |
|                 | <input type="checkbox"/> 今後の方向性<br>母子・父子・寡婦福祉資金貸付金にある住宅資金・転宅資金の活用を図ります。<br>平成27年度からは、生活困窮者自立支援法に基づく住宅確保給付金（離職等により住居を喪失またはそのおそれのある者への給付金）の支給により住宅支援を推進していきます。<br>平成31年度目標…継続して実施   |               |

### 基本施策（3）保護者に対する就労の支援

#### 【現状と課題】

保護者の就労支援は、労働によって一定の収入を得て、生活の安定を図る上で重要なことです。

さらに、家庭で家族がゆとりを持って接する時間を確保することや、親等の保護者が働く姿を子どもに示すことによって、子どもが労働の価値や意味を学ぶことなど、貧困の連鎖を防止する上で大きな教育的な意義が認められることから、保護者の就労支援の充実を図る必要があります。

#### 【具体的事業】

| 事業名                     | 事業内容  | 担当部署 |
|-------------------------|---|------|
| 《新規》<br>86.ひとり親家庭等の就労支援 | <input checked="" type="checkbox"/> ひとり親家庭の父または母の自立を促進するため、ハローワークなどと連携して、求職活動の相談や就職セミナーの斡旋などの就労支援を行っています。（再掲）<br>また、児童扶養手当受給者に対しては、個々の実態に応じた就労支援プログラムを策定することで、就労を軸とした自立支援を図っています。 | 子ども課 |
|                         | <input type="checkbox"/> 今後の方向性<br>生活困窮者や生活保護者への就労支援については、母子・父子自立支援員による支援、ハローワークや関係機関のチーム支援、就労の準備段階の者への支援等きめ細かい支援を実施する必要があります。  |      |

|                      |  |      |
|----------------------|--|------|
|                      | 31年度目標…継続して実施  |      |
| 《新規》<br>87.親の学び直しの支援 | <p>■ひとり親家庭の父または母を対象とした自立支援教育訓練給付金事業を実施しています。</p> <p>雇用保険の教育訓練給付の受給資格を有しない者を対象に、特定の教育訓練を受講し、終了した場合、経費の20%が支給される自立支援教育訓練給付金事業を実施しています。</p> <p>また、看護師や介護福祉士等特定の資格を取得するために、2年以上養成機関で就業する場合、修業期間の負担の軽減を図るため促進費や一時金が支給される高等技能訓練促進費等事業を実施しています。</p> <p>25年度実績…支援制度利用者数 5人</p> | 子ども課 |
|                      | <p>□今後の方向性</p> <p>自立支援教育訓練給付金事業を活用して、ひとり親家庭の父または母へ学び直しの機会を提供します。</p> <p>31年度目標…支援制度利用者数 6人</p>   |      |

## 基本施策（4）経済的支援

### 【現状と課題】

子どもの貧困対策を推進するに当たっては、生活保護や各種手当など、金銭の給付や貸与、現物給付（サービス）などを組み合わせた形で、世帯の生活の基礎を下支えしていく必要があります。

経済的支援に関する施策については、子どもの貧困対策の重要な条件として、確保していく必要があります。

### 【具体的事業】

| 事業名                     | 事業内容  | 担当部署 |
|-------------------------|---|------|
| 《新規》<br>88.児童扶養手当の制度改正  | <p>■児童扶養手当は、父母の離婚等で、父または母と生計を同じくしていない子どもが育成されている家庭（ひとり親家庭）の生活の安定と自立の促進に寄与し、子どもの福祉の増進を図ることを目的として、支給される手当です。</p> <p>平成22年8月には、支給対象が父子家庭にも広がりました。さらに平成26年12月には、児童扶養手当と公的年金の併給調整（公的年金を受給している場合でも、その額が児童扶養手当額に満たない場合その差額を支給）が行われました。</p> | 子ども課 |
|                         | <p>□今後の方向性</p> <p>自立支援教育平成26年度の制度改正に基づき児童扶養手当の給付を進めます。</p> <p>31年度目標…継続して実施</p>   |      |
| 《新規》<br>89.福祉資金の貸付制度の活用 | <p>■県の資金貸付制度として、ひとり親家庭の生活の安定とその児童の福祉の向上を図るための、母子・父子・寡婦福祉資金があります。事業、就学・修学、技能習得、修業、就職、医療介護、生活、住居などに関わる</p>  | 子ども課 |

|                                 |   |             |
|---------------------------------|---|-------------|
|                                 | <p>資金の貸し付けができます。平成26年10月から、父子家庭も貸付の対象となりました。</p> <p>また、市社会福祉協議会の資金貸付制度として、他の資金から借入れが困難な低所得者、障害者、高齢者を対象とした生活福祉資金があります。世帯の経済的自立と在宅福祉の促進を図り、安定した生活を送ることを目的に、総合支援資金、福祉資金、教育支援資金といった種類の貸付金があります。</p> <p>母子・父子自立支援員が相談を受け、貸付金制度を利用し、ひとり親家庭や低所得者の支援に努めています。</p>  |             |
| <p>《新規》<br/>90.養育費の確保に関する支援</p> | <p><input type="checkbox"/>今後の方向性<br/>ひとり親家庭や低所得者の個々の状況に応じた貸付金を活用し支援を進めていきます。<br/>31年度目標…継続して実施</p> <p><input checked="" type="checkbox"/>両親の離婚後、養育費の支払いが適切に行われることは、親としての経済的責任を果たすだけでなく、子どもの福祉の観点からも望ましいことです。<br/>養育費の相談は、婦人相談員が離婚相談の中で対応しています。</p> <p><input type="checkbox"/>今後の方向性<br/>養育費に関わる研修等への参加を通し、婦人相談員の資質の向上を図ります。<br/>31年度目標…継続して実施</p> | <p>子ども課</p> |



## 第5章 子ども・子育て支援事業

### 1 教育・保育提供区域の設定

本市では、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供区域として、那須塩原市全域をひとつの区域として設定します。なお、実際の運用にあたっては、それぞれの地域バランスを考えながら、事業の展開を図っていきます。

### 2 教育・保育事業の量の見込みと確保方策

#### (1) 幼稚園・認定こども園（1号及び2号認定、3～5歳児）

##### 1) 量の見込みの算出根拠

- ◆平成25年度の1号認定（3～5歳児）（※）の幼稚園への入園数は1,704人となっており、定員2,725人に対し62.5%の充足率となっています。
- ◆ニーズ調査による利用意向は現在の定員よりも下回っている状況であり、ニーズ量に対する量の見込みを設定します。

（※）認定の種類（1号～3号認定）についてはP70参照

| (単位:人) |               | H27年度 | H28年度 | H29年度 | H30年度 | H31年度 |
|--------|---------------|-------|-------|-------|-------|-------|
| ①量の見込み | 1号(A)         | 1,064 | 1,058 | 1,028 | 1,010 | 995   |
|        | 2号(B)         | 723   | 719   | 698   | 687   | 676   |
|        | 広域受託(C)       | 225   | 225   | 225   | 225   | 225   |
|        | 広域委託(D)       | 200   | 200   | 200   | 200   | 200   |
|        | (A+B+C) - (D) | 1,812 | 1,802 | 1,751 | 1,722 | 1,696 |
| ②確保方策  | 特定教育・保育施設     | 780   | 1,130 | 1,130 | 1,130 | 1,130 |
|        | 新制度に移行しない幼稚園  | 1,185 | 835   | 835   | 835   | 835   |
| ②-①    |               | 153   | 163   | 214   | 243   | 269   |

(参考) H26年度1号認定定員: 2,725人

##### 2) 確保の内容

- ◆幼稚園の認定こども園への移行等により、1号及び2号認定の利用意向に対応します。

## (2) 保育園など(2号認定、3~5歳児)

### 1) 量の見込みの算出根拠

- ◆平成25年度の2号認定(3~5歳児)の入所状況は、保育園が1,385人、認可外保育施設が31人となっています。また、保育園では、定員1,188人に対し116.6%の入所率となっています。
- ◆ニーズ調査による利用意向は現在の定員よりも上回っている状況ですが、平成27年度から28年度にかけて保育園の定員の増加で対応できるため、ニーズ量に対する量の見込みを設定します。

| (単位:人) |           | H27年度 | H28年度 | H29年度 | H30年度 | H31年度 |
|--------|-----------|-------|-------|-------|-------|-------|
| ①量の見込み | 2号認定(A)   | 1,232 | 1,225 | 1,191 | 1,170 | 1,153 |
|        | 広域受託(B)   | 10    | 10    | 10    | 10    | 10    |
|        | 広域委託(C)   | 15    | 15    | 15    | 15    | 15    |
|        | (A+B)-(C) | 1,227 | 1,220 | 1,186 | 1,165 | 1,148 |
| ②確保方針  | 特定教育・保育施設 | 1,203 | 1,224 | 1,224 | 1,224 | 1,224 |
|        | 地域型保育     |       |       |       |       |       |
| ②-①    |           | ▲24   | 4     | 38    | 59    | 76    |

(参考) H26年度2号認定定員: 1,188人

### 2) 確保の内容

| (単位:人) | H27年度 | H28年度 | H29年度 | H30年度 | H31年度 |
|--------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 認定こども園 | 0     | 0     | 0     | 0     | 0     |
| 保育園    | 15    | 21    | 0     | 0     | 0     |
| 合計     | 15    | 21    | 0     | 0     | 0     |

※上記数値は、各年度における整備量(年度毎の増加数)

(参考) H26年度2号認定定員: 1,188人

### (3) 保育園など(3号認定、0~2歳児)

#### 1) 量の見込みの算出根拠

- ◆本市の待機児童は0~2歳児が多くを占めており、平成26年10月現在では、待機児童数は55人で、入園待ち児童数(国基準ではカウントしない児童を含める)は、157人となっています。
- ◆平成25年度の3号認定(0~2歳児)の入所状況は、0歳児では保育園が171人、認可外保育施設が12人、1~2歳児では保育園が795人、認可外保育施設が82人、3号認定合計では1,060人となっています。また、保育園では、定員792名に対し、122.0%の入所率となっています。
- ◆ニーズ調査による利用意向は各年度約1,300人と現在の定員よりも上回っている状況ですが、平成25年6月に策定した保育園整備計画(後期計画)に基づき、平成27年度から28年度にかけて、認定こども園及び小規模保育事業の整備、既存保育園の定員増等の施策を推進するため、これらを考慮した量の見込みを設定します。

| (単位:人)  |           | H27年度      | H28年度      | H29年度      | H30年度      | H31年度      |
|---------|-----------|------------|------------|------------|------------|------------|
| ①量の見込み  | 3号認定(A)   | 1,321(200) | 1,308(200) | 1,284(200) | 1,264(200) | 1,246(200) |
|         | 広域受託(B)   | 5          | 5          | 5          | 5          | 5          |
|         | 広域委託(C)   | 10         | 10         | 10         | 10         | 10         |
|         | (A+B)-(C) | 1,316      | 1,303      | 1,279      | 1,259      | 1,241      |
| ②確保方策   | 特定教育・保育施設 | 922        | 1,119      | 1,119      | 1,119      | 1,119      |
|         | 地域型保育     | 124        | 124        | 124        | 124        | 124        |
| 認可外保育施設 |           | 65         | 65         | 65         | 65         | 65         |
| ②-①     |           | ▲205       | 5          | 29         | 49         | 67         |

表中( )内は0歳児の内数。(参考)H26年度3号認定定員(0歳:86人、1・2歳:706人)

#### 2) 確保の内容

| (単位:人)  | H27年度 |      | H28年度 |      | H29年度 |      | H30年度 |      | H31年度 |      |
|---------|-------|------|-------|------|-------|------|-------|------|-------|------|
|         | 0歳    | 1-2歳 | 0歳    | 1-2歳 | 0歳    | 1-2歳 | 0歳    | 1-2歳 | 0歳    | 1-2歳 |
| 認定こども園  | 21    | 94   | 24    | 149  | 0     | 0    | 0     | 0    | 0     | 0    |
| 保育園     | 5     | 10   | 8     | 16   | 0     | 0    | 0     | 0    | 0     | 0    |
| 地域型保育事業 | 36    | 88   | 0     | 0    | 0     | 0    | 0     | 0    | 0     | 0    |
| 合計      | 62    | 192  | 32    | 165  | 0     | 0    | 0     | 0    | 0     | 0    |

※上記数値は、各年度における整備量(年度毎の増加数)

(参考)H26年度3号認定定員(0歳:86人、1・2歳:706人)

(再掲) 教育・保育の確保方策のまとめ

【確保の内容】

| (単位:人) | 1年目<br>H27年度 |          | 2年目<br>H28年度 |          | 3年目<br>H29年度 |          | 4年目<br>H30年度 |          | 5年目<br>H31年度 |          |
|--------|--------------|----------|--------------|----------|--------------|----------|--------------|----------|--------------|----------|
|        | 1号<br>認定     | 2号<br>認定 | 1号<br>認定     | 2号<br>認定 | 1号<br>認定     | 2号<br>認定 | 1号<br>認定     | 2号<br>認定 | 1号<br>認定     | 2号<br>認定 |
| 認定こども園 | 0            | 0        | 0            | 0        | 0            | 0        | 0            | 0        | 0            | 0        |
| 幼稚園    | 0            | 0        | 0            | 0        | 0            | 0        | 0            | 0        | 0            | 0        |
| 保育園    |              | 15       |              | 21       |              | 0        |              | 0        |              | 0        |
| 合計     | 0            | 15       | 0            | 21       | 0            | 0        | 0            | 0        | 0            | 0        |

| (単位:人)  | 1年目<br>H27年度 |      | 2年目<br>H28年度 |      | 3年目<br>H29年度 |      | 4年目<br>H30年度 |      | 5年目<br>H31年度 |      |
|---------|--------------|------|--------------|------|--------------|------|--------------|------|--------------|------|
|         | 3号認定         |      | 3号認定         |      | 3号認定         |      | 3号認定         |      | 3号認定         |      |
|         | 0歳           | 1・2歳 | 0歳           | 1・2歳 | 0歳           | 1・2歳 | 0歳           | 1・2歳 | 0歳           | 1・2歳 |
| 認定こども園  | 21           | 94   | 24           | 149  | 0            | 0    | 0            | 0    | 0            | 0    |
| 保育所     | 5            | 10   | 8            | 16   | 0            | 0    | 0            | 0    | 0            | 0    |
| 地域型保育事業 | 36           | 88   | 0            | 0    | 0            | 0    | 0            | 0    | 0            | 0    |
| 合計      | 62           | 192  | 32           | 165  | 0            | 0    | 0            | 0    | 0            | 0    |

※上記数値は、各年度における整備量（年度毎の増加数）

（参考）【1号定員】H26年度定員：2,725人

（参考）【2号定員】H26年度定員：1,188人

（参考）【3号定員】H26年度定員：0歳：86人、1・2歳：706人

◆認定の種類

1号認定（満3歳以上・教育標準時間認定）

- ・対象：満3歳以上で、教育のみを希望する子ども
- ・利用できる施設：幼稚園、認定こども園

2号認定（満3歳以上・保育認定）

- ・対象：満3歳以上で、保育の必要性がある子ども
- ・利用できる施設：保育園、認定こども園

3号認定（満3歳未満・保育認定）

- ・対象：満3歳未満で、保育の必要性がある子ども
- ・利用できる施設：保育園、認定こども園、地域型保育

### 3 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

#### (1) 利用者支援事業

子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

##### 1) 量の見込みの算出根拠

- ◆事業実施の詳細については、国が示すガイドラインに基づいて検討することとし、平成27年から市内2か所として設定します。

|           | H27年度 | H28年度 | H29年度 | H30年度 | H31年度 |
|-----------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 量の見込み（か所） | 2     | 2     | 2     | 2     | 2     |
| 確保方策（か所）  | 2     | 2     | 2     | 2     | 2     |

##### 2) 確保の内容

- ◆市民ニーズを踏まえ、利用者が相談しやすい体制を整えるとともに、地域との連携・協働の体制づくりについて総合的に検討していきます。

## (2) 地域子育て支援拠点事業

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

### 1) 量の見込みの算出根拠

- ◆平成 25 年度の実績は、幼稚園の子育て支援事業や市単独事業を含め、計 31 か所で実施し、年間の延べ利用人数は 32,760 人となっています。
- ◆ニーズ調査による利用意向は現在の利用よりも上回っている状況ですが、ニーズ量に対する量の見込みを設定します。

|              | H27 年度          | H28 年度          | H29 年度          | H30 年度          | H31 年度          |
|--------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|
| 量の見込み (人回)   | 40,620          | 40,020          | 39,204          | 38,496          | 37,848          |
| 確保方策 (人回、か所) | 40,620<br>31 か所 | 40,020<br>31 か所 | 39,204<br>31 か所 | 38,496<br>31 か所 | 37,848<br>31 か所 |

### 2) 確保の内容

- ◆今後も同規模で事業を実施することでニーズに対応するとともに、事業の提供方法については、幼稚園の子育て支援事業や市単独事業を含め、総合的に検討します。

## (3) 妊婦健康診査

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

### 1) 量の見込みの算出根拠

- ◆平成 25 年度の実績は、妊婦届出件数 1,020 件に対し、14 回目までの受診率は 85% となっています。
- ◆計画期間中の量の見込みは、各年の 0 歳児の人口推計を勘案し、妊娠届出数を 1,000 人として設定します。

|          | H27 年度  | H28 年度 | H29 年度 | H30 年度 | H31 年度 |
|----------|---|--------|--------|--------|--------|
| 量の見込み（人） | 1,000   | 1,000  | 1,000  | 1,000  | 1,000  |
| 〃（健診回数）  | 14,000  | 14,000 | 14,000 | 14,000 | 14,000 |
| 確保方策     | 実施場所：国内の病院、診療所、助産所（うち市内実施場所 5 施設）<br>検査項目：①体重、血圧、尿、超音波等（毎回）②貧血、血糖、感染症等（適時）<br>実施時期：通年実施 |        |        |        |        |

## 2) 確保の内容

- ◆今後も同規模で事業を実施することでニーズに対応します。

### （4）乳児家庭全戸訪問事業

生後 4 か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。

#### 1) 量の見込みの算出根拠

- ◆平成 25 年度の実績は、新生児数 1,020 人に対し、訪問件数は 1,015 件（99.5%）となっています。
- ◆計画期間中の量の見込みは、各年の 0 歳児の人口推計により設定します。

|          | H27 年度                    | H28 年度 | H29 年度 | H30 年度 | H31 年度 |
|----------|---------------------------|--------|--------|--------|--------|
| 量の見込み（人） | 965                       | 945    | 929    | 913    | 897    |
| 確保方策     | 実施体制：77 人<br>実施機関：市保健センター |        |        |        |        |

## 2) 確保の内容

- ◆今後も同規模で事業を実施することでニーズに対応しつつ、研修の実施等により、訪問員の質の向上に努めます。

## (5) - 1 育児支援家庭訪問事業（養育支援訪問事業）

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。

### 1) 量の見込みの算出根拠

- ◆平成 25 年度の実績は、訪問件数は 501 件となっています。
- ◆計画期間中の量の見込みは、過去 5 年間（H21～25）の実績の平均にて設定します。

|          | H27 年度                               | H28 年度 | H29 年度 | H30 年度 | H31 年度 |
|----------|--------------------------------------|--------|--------|--------|--------|
| 量の見込み（人） | 650                                  | 650    | 650    | 650    | 650    |
| 確保方策     | 実施体制：20 人<br>実施機関：子育て相談センター及び市保健センター |        |        |        |        |

### 2) 確保の内容

- ◆今後も同規模で事業を実施することでニーズに対応しつつ、研修の実施等により、訪問員の質の向上に努めます。また、産前産後ホームヘルパー派遣事業（※）について、社会情勢やニーズを考慮しながら、今後の事業実施について検討します。

（※）産前産後で親族からの援助を受けられない家庭を対象に、家事等の援助を行うホームヘルパーを派遣する事業

## (5) - 2 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業 （その他要保護児童等の支援に資する事業）

要保護児童対策協議会（子どもを守る地域ネットワーク）の機能強化を図るため、調整機関職員やネットワーク構成員（関係機関）の専門性強化と、ネットワーク機関間の連携強化を図る取組を実施する事業です。

専門性強化に向けた研修会・講習会の開催や、連携強化に向けた情報共有・情報収集等を迅速に行うための取組等、より効果的な事業実施について総合的に検討します。



## (6) 子育て短期支援事業

保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業（短期入所生活援助事業（ショートステイ事業）及び夜間養護等事業（トワイライトステイ事業））です。

### 1) 量の見込みの算出根拠

- ◆平成 25 年度の実績は、1 か所で実施（ショートステイ事業）し、年間の延べ利用件数は 14 件となっています。（トワイライトステイ事業は未実施）
- ◆ニーズ調査による利用意向は現在の利用よりも大きく上回っており年間の延べ利用件数は約 400 件となっています。
- ◆計画期間中の量の見込みは、過去 5 年間（H21～25）の実績の平均にて設定します。

|              | H27 年度     | H28 年度     | H29 年度     | H30 年度     | H31 年度     |
|--------------|------------|------------|------------|------------|------------|
| 量の見込み（人日）    | 35         | 35         | 35         | 35         | 35         |
| 確保の内容（人日、か所） | 35<br>1 か所 | 35<br>1 か所 | 35<br>1 か所 | 35<br>1 か所 | 35<br>1 か所 |

### 2) 確保の内容

- ◆今後も同規模で事業を実施することでニーズに対応します。トワイライトステイ事業については、社会情勢やニーズを考慮しながら、今後の事業実施について検討します。

## (7) ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

### 1) 量の見込みの算出根拠

- ◆平成 26 年度 5 月末現在の会員数の内訳は、利用会員が 262 人、サポート会員が 94 人、両方会員が 29 人です。
- ◆平成 25 年度の実績は、年間の活動件数が 1,366 件となっており、そのうち主な利用は、保育施設等の送迎が 661 件（48.4%）、保護者等が就労の際の預かりが 202 件（14.8%）、子どもの習い事等の送迎が 181 件（13.3%）となっています。また、病気の子どもの預かりについては、3 件（0.2%）となっています。
- ◆ニーズ調査による利用意向は現在の利用よりも大きく上回っており、就学後の利用では年間の延べ利用件数は約 6,000 件となっています。
- ◆計画期間中の量の見込みは、会員数や利用実績数の伸び率を勘案し、現状の利用量から各年度 500 件ずつ増加することを見込み設定します。  
【就学後の利用は 15%程度（子どもの習い事等の送迎 13.3%、学校行事の際の預かり 1.9%）にて設定】

|           |                                 | H27 年度 | H28 年度 | H29 年度 | H30 年度 | H31 年度 |
|-----------|---------------------------------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 量の見込み(人日) |                                 | 2,000  | 2,500  | 3,000  | 3,500  | 4,000  |
| 確保方策(人日)  | 子育て援助活動支援事業<br>(病児・緊急対応強化事業を除く) | 1,700  | 2,125  | 2,550  | 2,975  | 3,400  |
|           | 子育て援助活動支援事業<br>(病児・緊急対応強化事業)    | -      | -      | -      | -      | -      |
|           | 子育て援助活動支援事業<br>(就学後)            | 300    | 375    | 450    | 525    | 600    |

### 2) 確保の内容

- ◆今後も同規模で事業を実施することでニーズに対応します。病児・緊急対応強化事業については、社会情勢やニーズを考慮しながら、事業実施について検討します。

## (8) 一時預かり事業

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、認定こども園、幼稚園、保育園、地域子育て支援拠点その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業です。

### 1) 量の見込みの算出根拠

#### ①【幼稚園における在園児を対象とした一時預かり（預かり保育）】

- ◆平成 25 年度の幼稚園の入園児数は 1,704 人で、幼稚園における預かり保育の年間の延べ利用件数は、52,516 件（1 人あたり年間平均 31 日の利用）となっています。
- ◆ニーズ調査による利用意向は現在の利用よりも大きく上回っており、1 号及び 2 号合計の年間の延べ利用件数は約 190,000 件となっています。
- ◆預かり保育の利用は、幼稚園・認定こども園 1 号及び 2 号の量の見込み（P.67）に対し、1 人あたり年間平均 31 日の利用とし設定します。

#### ②【一時預かり事業（在園児対象型を除く）、子育て援助活動支援事業（病児・緊急対応強化事業を除く）、子育て短期支援事業（トワイライトステイ）】

- ◆平成 25 年度の保育園で実施している一時保育及びファミリー・サポート・センターで実施している一時預かりの実績は、年間の延べ利用件数約 2,820 件（保育園 1,782 件、ファミリー・サポート・センター1,038 件）となっています。
- ◆ニーズ調査による利用意向は現在の利用よりも大きく上回っており、年間の延べ利用件数は約 38,000 件となっています。
- ◆一時預かり事業（在園児対象型を除く）については、平成 25 年度の利用実績より、家庭で保育している児童（教育・保育施設を利用していない児童）に対し、1 人あたり年間 0.8 件程度の利用として設定します。
- ◆子育て援助活動支援事業（病児・緊急対応強化事業を除く）についてはファミリー・サポート・センター全体の活動件数（P.76）の 85%程度の利用を量の見込みとして設定します。

#### ①【幼稚園における在園児を対象とした一時預かり（預かり保育）】

|           |         | H27 年度 | H28 年度 | H29 年度 | H30 年度 | H31 年度 |
|-----------|---------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 量の見込み(人日) | 1号による利用 | 55,397 | 55,087 | 53,506 | 52,607 | 51,801 |
|           | 2号による利用 |        |        |        |        |        |
| 確保方策(人日)  | 在園児対象型  | 55,397 | 55,087 | 53,506 | 52,607 | 51,801 |

②【一時預かり事業（在園児対象型を除く）、子育て援助活動支援事業（病児・緊急対応強化事業を除く）、子育て短期支援事業（トワイライトステイ）】

|           |                                 | H27 年度 | H28 年度 | H29 年度 | H30 年度 | H31 年度 |
|-----------|---------------------------------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 量の見込み(人日) |                                 | 2,693  | 2,983  | 3,268  | 3,556  | 3,847  |
| 確保方策(人日)  | 一時預かり事業<br>(在園児対象型を除く)          | 1,398  | 1,373  | 1,343  | 1,316  | 1,292  |
|           | 子育て援助活動支援事業<br>(病児・緊急対応強化事業を除く) | 1,700  | 2,125  | 2,550  | 2,975  | 3,400  |
|           | 子育て短期支援事業<br>(トワイライトステイ)        | -      | -      | -      | -      | -      |

## 2) 確保の内容

- ◆今後も同規模で事業を実施することでニーズに対応するとともに、より利用しやすい事業の提供方法について検討します。

## (9) 延長保育事業

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、認定こども園、保育園等において保育を実施する事業です。

### 1) 量の見込みの算出根拠

- ◆平成 25 年度の実績は、年間の実利用人数が 43 人となっています。
- ◆ニーズ調査による利用意向は現在の利用よりも上回っている状況ですが、ニーズ量に対する量の見込みを設定します。

|             | H27 年度       | H28 年度       | H29 年度       | H30 年度       | H31 年度       |
|-------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|
| 量の見込み(人)    | 303          | 300          | 293          | 287          | 283          |
| 確保の内容(人、か所) | 303<br>18 か所 | 300<br>19 か所 | 293<br>19 か所 | 287<br>19 か所 | 283<br>19 か所 |

## 2) 確保の内容

- ◆実施箇所を増加したうえでニーズに対応します。

## (10) 病児・病後児保育事業

病児・病後児について、病院・保育園等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育を実施する事業です。

### 1) 量の見込みの算出根拠

- ◆平成 25 年度の実績は、病後児保育事業を 2 か所で実施し、2 か所合計の年間の延べ利用件数は 41 件となっています。(病児保育事業は未実施)
- ◆国の算出方法による「量の見込み」から、ニーズ調査・問 9《日頃お子さんをみてもらえる親族・知人について》のうち、「日常的・緊急時に祖父母等にみてもらえる」と回答した割合(81.2%)に相当する人日を控除して設定します。

|           |                              | H27 年度 | H28 年度 | H29 年度 | H30 年度 | H31 年度 |
|-----------|------------------------------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 量の見込み(人日) |                              | 920    | 910    | 890    | 870    | 860    |
| 確保方策(人日)  | 病後児保育事業                      | 920    | 910    | 890    | 870    | 860    |
|           | 子育て援助活動支援事業<br>(病児・緊急対応強化事業) | -      | -      | -      | -      | -      |

### 2) 確保の内容

- ◆病後児保育事業を今後も同規模で事業実施するとともに、病児保育事業の市内 2 か所での実施に向けて、関係者と協議調整を図ります。

## (11) 放課後児童健全育成事業

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。

### 1) 量の見込みの算出根拠

- ◆平成 26 年 4 月 1 日現在の入所児童数は 1,341 人となっています。
- ◆放課後児童クラブを所管する生涯学習課において、ニーズ調査とは別に実施した利用実態調査に基づく児童数の見込みにより設定します。

|     |            | H27 年度 | H28 年度 | H29 年度 | H30 年度 | H31 年度 |
|-----|------------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 低学年 | ①量の見込み (人) | 944    | 944    | 942    | 930    | 934    |
|     | ②確保方策 (人)  | 910    | 950    | 950    | 950    | 950    |
| 高学年 | ①量の見込み (人) | 513    | 494    | 467    | 469    | 467    |
|     | ②確保方策 (人)  | 510    | 500    | 500    | 500    | 500    |
| 合計  | ①量の見込み (人) | 1,457  | 1,438  | 1,409  | 1,399  | 1,401  |
|     | ②確保方策 (人)  | 1,420  | 1,450  | 1,450  | 1,450  | 1,450  |

### 2) 確保の内容

- ◆公設民営児童クラブについて、利用希望者数にあった児童クラブの整備を進めます。  
民設民営の児童クラブに対して運営費補助金の継続実施を行います。

## (12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業です。市の現状を勘案し、その必要性を検証しながら、事業実施について検討します。

## (13) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業です。市の現状を勘案し、その必要性を検証しながら、事業実施について検討します。

## 4 教育・保育の一体的提供及びその推進に関する体制の確保

### (1) 認定こども園の普及に係る基本的な考え方

保護者の働いている状況に関わりなく、子どもが教育・保育を一緒に受けることのできる認定こども園は、子ども・子育て支援新制度では、認可手続きの簡素化などにより、新たな設置や幼稚園・保育園からの移行がしやすくなり、さらなる普及が図られます。

本市では、平成25年6月に策定した「那須塩原市保育園整備計画（後期計画）」において、入園待ち児童の解消に向けた重点施策のひとつとして、「私立幼稚園の認定こども園移行の促進」を推進していることから、整備計画の進捗状況を検証し、教育・保育ニーズや設置者の意向、施設・設備等の状況等を総合的に勘案しながら、取組を進めていきます。

### (2) 教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の役割と必要性

乳幼児期は、生涯にわたる人格形成の基礎が培われる重要な時期であり、発達に応じた適切な保護者の関わりや、質の高い教育・保育や子育て支援の安定的な提供が必要なことから、幼稚園教諭や保育士等の合同研修への支援など、子どもの育ちを支援する者の専門性を高めるための事業実施への支援を図っていきます。

### (3) 関係機関との連携方策

質の高い教育・保育及び地域子ども子育て支援事業を実施するために、教育・保育施設や、地域の子育て支援事業等を提供している関係機関、関係団体等との連絡・調整、連携、協働の体制を整えていきます。

## 5 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保

近年の経済状況や女性の社会進出への意識の変化などにより、共働き家庭が増加し続けています。また、子育てに専念することを希望して退職する者がいる一方、就労の継続を希望しながらも、仕事と子育ての両立が困難であるとの理由により、出産を機に退職する女性が少なからず存在しているなど、出産に伴う女性の就労継続も依然として厳しい状況にあります。

また、現在、0歳児の子どもの保護者が、保育園等への入園時期を考慮して育児休業の取得をためらったり、取得中の育児休業を途中で切り上げたりする状況がみられます。

このような社会や経済の環境の変化によりもたらされた、子育て家庭を取り巻く環境の変化を踏まえ、保護者が産後休業及び育児休業後の希望する時期に、円滑に教育・保育施設、地域型保育事業を利用できるよう、休業中の保護者に対して情報提供するとともに、計画的に施設整備等の事業の推進に努めます。



## 第6章 計画の推進体制と進捗管理

### 1 計画の推進体制

本計画の推進にあたっては、家庭、地域、学校、企業、行政それぞれが、自ら果たすべき役割を認識し、相互に協力しながら、子どもの健やかな育ちと子育てを支えるためのさまざまな施策を、計画的・総合的に推進します。

また、社会情勢や市民ニーズに対して的確かつ柔軟な対応ができるよう、必要に応じて計画の見直しを行うこととします。

### 2 計画の点検・評価などの進捗管理

那須塩原市子ども・子育て会議において、各年度、計画に基づく施策の実施状況について、点検・評価を行います。また、結果についてホームページや広報紙などにより市民へ周知し、計画の推進や見直しに反映させていきます。

## 資料編

### 1 計画策定の経過

| 年月日         | 会議等                         | 内 容  |
|-------------|-----------------------------|--|
| 平成25年 8月13日 | 第1回那須塩原市子ども・子育て支援事業計画庁内検討会議 | <ul style="list-style-type: none"> <li>策定スケジュール等について</li> <li>ニーズ調査について</li> </ul>   |
| 9～10月       | ニーズ調査                       | 子ども・子育て支援事業計画策定に関するニーズ調査   |
| 11月15日      | 第1回那須塩原市子ども・子育て会議           | <ul style="list-style-type: none"> <li>委嘱状交付</li> <li>会長及び副会長の選任</li> <li>子ども・子育て支援新制度等について</li> </ul>   |
| 平成26年 3月17日 | 第2回那須塩原市子ども・子育て支援事業計画庁内検討会議 | <ul style="list-style-type: none"> <li>子ども・子育て支援新制度の各種基準について</li> <li>子ども・子育て支援新制度に基づく施策の要点及び市の状況について</li> <li>那須塩原市子ども・子育て支援事業ニーズ調査報告書について</li> <li>子ども・子育て支援新制度の事業量の見込みについて</li> </ul>   |
| 3月28日       | 第2回那須塩原市子ども・子育て会議           | <ul style="list-style-type: none"> <li>子ども・子育て支援新制度の各種基準について</li> <li>子ども・子育て支援新制度に基づく施策の要点及び市の状況について</li> <li>那須塩原市子ども・子育て支援事業ニーズ調査報告書について</li> <li>子ども・子育て支援新制度の事業量の見込みについて</li> </ul>   |
| 6月13日       | 第3回那須塩原市子ども・子育て支援事業計画庁内検討会議 | <ul style="list-style-type: none"> <li>教育・保育提供区域設定について</li> <li>保育の必要性に係る下限時間設定について</li> <li>子ども・子育て支援新制度の事業量の見込みについて</li> <li>子ども・子育て支援事業計画について</li> <li>ニーズ調査集計結果（自由意見欄）について</li> <li>子育てアンケートについて</li> <li>次世代育成支援対策行動計画について</li> </ul> |
| 6月23日       | 第3回那須塩原市子ども・子育て会議           | <ul style="list-style-type: none"> <li>教育・保育提供区域設定について</li> <li>保育の必要性に係る下限時間設定について</li> <li>子ども・子育て支援新制度の事業量の見込みについて</li> <li>子ども・子育て支援事業計画について</li> <li>ニーズ調査集計結果（自由意見欄）</li> </ul>  |

|                       |                                   |  |
|-----------------------|-----------------------------------|--|
|                       |                                   | <ul style="list-style-type: none"> <li>について</li> <li>・子育てアンケートについて</li> <li>・次世代育成支援対策行動計画について</li> </ul>                                    |
| 7月18日                 | 第4回那須塩原市子ども・子育て支援事業計画庁内検討会議       | <ul style="list-style-type: none"> <li>・子ども・子育て支援事業計画の構成案について</li> <li>・子ども・子育て支援新制度の事業量の見込み・確保方策について</li> <li>・子育てアンケートの集計結果について</li> </ul> |
| 7月28日                 | 第4回那須塩原市子ども・子育て会議                 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・子ども・子育て支援事業計画の構成案について</li> <li>・子ども・子育て支援新制度の事業量の見込み・確保方策について</li> <li>・子育てアンケートの集計結果について</li> </ul> |
| 9月19日<br>～29日         | 第5回那須塩原市子ども・子育て支援事業計画庁内検討会議（意見聴取） | <ul style="list-style-type: none"> <li>・子ども・子育て支援事業計画の骨子案・素案に対する意見聴取</li> </ul>  |
| 10月 1日                | 第5回那須塩原市子ども・子育て会議                 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成25年度の次世代育成支援対策行動計画の実施状況及び計画の進行管理について</li> <li>・子ども・子育て支援事業計画の骨子案・素案について</li> </ul>                 |
| 11月11日                | 第6回那須塩原市子ども・子育て支援事業計画庁内検討会議       | <ul style="list-style-type: none"> <li>・子ども・子育て未来プラン（仮称）の内容確認について</li> <li>・計画策定に係るパブリックコメント実施及び今後のスケジュールについて</li> </ul>                     |
| 11月17日                | 第6回那須塩原市子ども・子育て会議                 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・子ども・子育て未来プラン（仮称）の内容確認について</li> <li>・計画策定に係るパブリックコメント実施及び今後のスケジュールについて</li> </ul>                     |
| 12月10日<br>平成27年 1月 9日 | パブリックコメント                         | <ul style="list-style-type: none"> <li>・意見 件</li> </ul>  |
| 1月 日                  | 第7回那須塩原市子ども・子育て支援事業計画庁内検討会議（意見聴取） | <ul style="list-style-type: none"> <li>・パブリックコメントの結果について</li> <li>・子ども・子育て未来プラン（案）について</li> </ul>  |
| 1月 日                  | 第7回那須塩原市子ども・子育て会議                 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・パブリックコメントの結果について</li> <li>・子ども・子育て未来プラン（案）について</li> </ul>  |
| 3月 日                  |                                   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・子ども・子育て未来プランの最終案の確認</li> </ul>   |

## 2 那須塩原市子ども・子育て会議条例・規則と委員名簿

### (1) 那須塩原市子ども・子育て会議条例

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第77条第1項の規定に基づき、那須塩原市子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 子ども・子育て会議は、法第77条第1項各号に掲げる事務その他規則で定める子ども・子育てに関する事務を処理する。

(組織)

第3条 子ども・子育て会議は、委員25人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 子どもの保護者
- (2) 事業主を代表する者
- (3) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (4) 子ども・子育て支援関係団体に属する者
- (5) 子ども・子育て支援に関し学識経験のある者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 子ども・子育て会議に会長及び副会長1人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、子ども・子育て会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成25年10月1日から施行する。

(委員の任期の特例)

2 この条例の施行の日以後最初に委嘱される委員の任期は、第4条第1項の規定にかかわらず、平成27年3月31日までとする。

(那須塩原市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

3 那須塩原市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成17年那須塩原市条例第44号）の一部を次のように改正する。

別表母子自立支援員及び婦人相談員の項の次に次のように加える。

|             |          |  |
|-------------|----------|--|
| 子ども・子育て会議委員 | 月額7,400円 |  |
|-------------|----------|--|

## (2) 那須塩原市子ども・子育て会議規則

(趣旨)

第1条 この規則は、那須塩原市子ども・子育て会議条例(平成25年那須塩原市条例第25号。以下「条例」という。)第2条及び第6条の規定に基づき、那須塩原市子ども・子育て会議(以下「子ども・子育て会議」という。)の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会議)

第2条 子ども・子育て会議の会議は、会長が招集する。

2 会長は、会議の議長となる。

3 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

4 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求めて、その意見又は説明を聴くことができる。

(子ども・子育てに関する事項)

第3条 条例第2条のその他規則で定める子ども・子育てに関する事項は、次に掲げるものとする。

(1) 那須塩原市次世代育成支援対策行動計画に関する事項

(2) 那須塩原市保育園整備計画に関する事項

(3) その他子ども・子育てに係る施策に関する重要事項

(庶務)

第4条 子ども・子育て会議の庶務は、保健福祉部子ども課において処理する。

(その他)

第5条 この規則に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が子ども・子育て会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成25年10月1日から施行する。

(会議の招集の特例)

2 この規則の施行の日以後最初に開かれる子ども・子育て会議の会議は、第2条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

### (3) 委員名簿

| No | 所 属  | 氏 名     | 備 考 |
|----|--|---------|-----|
| 1  | 那須塩原市黒磯地区保育園保護者会連絡協議会                        | 高根沢 麻奈美 |     |
| 2  | 那須塩原市西那須野地区保育園保護者会連絡協議会                      | 落合 正美   |     |
| 3  | 民間保育園保護者会                                    | 佐藤 真奈美  |     |
| 4  | 那須塩原市幼稚園連絡協議会                                | 細川 留美   |     |
| 5  | 那須塩原市幼稚園連絡協議会                                | 白井 暁美   |     |
| 6  | 認可外保育施設保護者                                   | 阿部 和子   |     |
| 7  | 那須塩原市PTA連絡協議会                                | 君島 一文   |     |
| 8  | 那須塩原市商工会                                     | 臼井 浄    |     |
| 9  | 西那須野商工会                                      | 高田 修一   |     |
| 10 | 那須塩原市民間保育園長会                                 | 田中 和子   |     |
| 11 | 那須塩原市私立幼稚園長会                                 | 戸田 直樹   | 副会長 |
| 12 | 認可外保育施設長会議                                   | 伊藤 春美   |     |
| 13 | 那須塩原市黒磯地区学童保育連絡協議会                           | 篠崎 留美   |     |
| 14 | 那須塩原市西那須野地区児童クラブ運営委員会<br>那須塩原市塩原地区児童クラブ運営委員会 | 深谷 哲    |     |
| 15 | 那須塩原市民間学童クラブ協議会                              | 今井 吉伸   |     |
| 16 | 那須塩原市小・中学校長会                                 | 杉井 茂    |     |
| 17 | 特定非営利活動法人 子育てほっとねっと                          | 西田 由記子  |     |
| 18 | かるがもサロンボランティア                                | 山本 雅子   |     |
| 19 | 埼玉東萌短期大学                                     | 浅香 勉    | 会長  |
| 20 | 那須塩原市民生委員児童委員協議会連合会                          | 櫻井 可能子  |     |
| 21 | 特定非営利活動法人 アスク                                | 佐藤 由紀子  |     |

---

# 那須塩原市

## 子ども・子育て未来プラン

平成 27 年 3 月発行

発 行 那須塩原市

編 集 那須塩原市 保健福祉部 子ども課

〒325-8501 栃木県那須塩原市共墾社 108-2

TEL 0287-62-7042 FAX 0287-63-8911

市ホームページ <http://www.city.nasushiobara.lg.jp/>

---